【キャリアコンサルタント更新講習：技能講習】

職場で実践できる LGBTQ/SOGIに対する 理解促進講座

一般社団法人セルフキャリアデザイン協会
講師：大井宗太郎

大井宗太郎（セルフキャリアデザイン講師）　自己紹介

- 2010　産業カウンセラー
- 2010　キャリア・コンサルタント
- 2011　キャリア・コンサルティング技能検定国家2級
- 2018　1級キャリアコンサルティング技能士
- フリーランス（澁谷文藝復興代表）
- 人材紹介会社顧問・コンサルタント
- 高崎商科大学講師
- 埼玉女子短期大学講師
- バンタンデザイン研究所講師
- デートDV防止講座ファシリテーター
- LGBTQ理解・支援促進講座講師
- ハラスメント対策・防止講座講師

自己紹介

話したいことだけで結構です

この講座のテーマ・コンセプト

- 多様性理解からインクルーシブへ
  - 性別にかかわらず活躍できる職場環境の整備
  - 人口減少、人手不足への対応
  - 「一企業キャリア」から「多様な職業キャリア」へ
- 社会正義を志向するキャリアコンサルタントとして
  - 誰もが自分らしく働ける社会の共創
  - 当事者と職場の媒介者
  - 差別や偏見のない社会の実現

本日の内容

- LGBTQの基本的知識の確認
- 人権と差別・偏見
    - カミングアウトとアウティング
- キャリアコンサルタントとしての役割と在り方
    - 理解者・支援者（アライ）
- パートナーシップ制度

基本的知識の確認

LGBTQについて

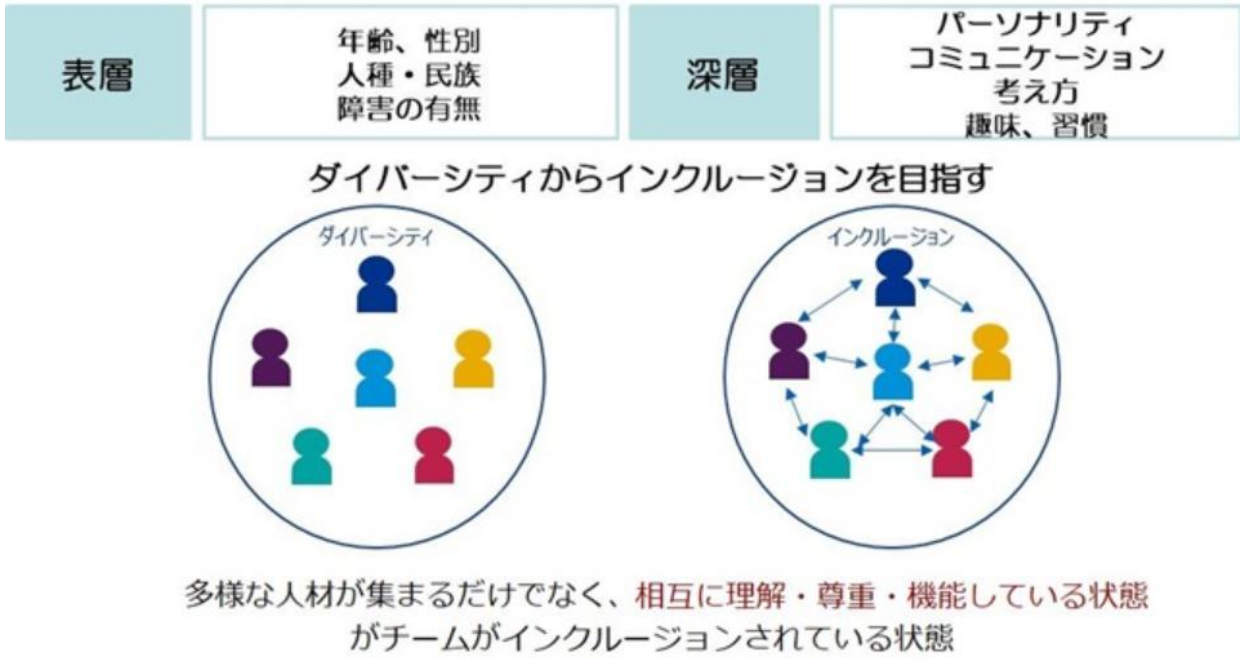
目指すべき社会

性別	性自認・ 性的指向	国籍	人種

Diversity & Inclusion

文化	価値観	ライフ ステージ	障がい

笹川平和財団HP



WEB労政時報HP

LGBT（セクシュアルマイノリティ）

L＝Lesbian

G＝Gay

B＝Bisexual

T＝Transgender

ＬＧＢＴの尊厳と社会運動の象徴



性の多様性を尊重する姿勢を表現

Lesbian　レズビアン　好きの性

女性の同性愛者



Gay　ゲイ　好きの性

男性の同性愛者



L G

B T

Bisexual　好きの性

バイセクシュアル

両性愛者



Transgender　心の性

トランスジェンダー

心の性と体の性が一致しない人



柏崎市HPより

性を構成する要素

身体の性
身体つきなどの生物学的な性

性自認（心の性）
自分が認識している性別

性的指向（好きになる性）
恋愛感情がどの性別に向いているか

~~嗜好~~

性別表現（表現する性）
言葉遣いや服装などの見た目の性別

Lesbian

性自認が女性で性的指向（恋愛感情や性的魅力）が女性に向いてるセクシュアリティ

Gay

性自認が男性で性的指向（恋愛感情や性的魅力）が男性に向いてるセクシュアリティ

※まず個人で考え、回答求めたのちに全体共有します。

Bisexual

身体と心の性別を問わず、性的指向が両性である人

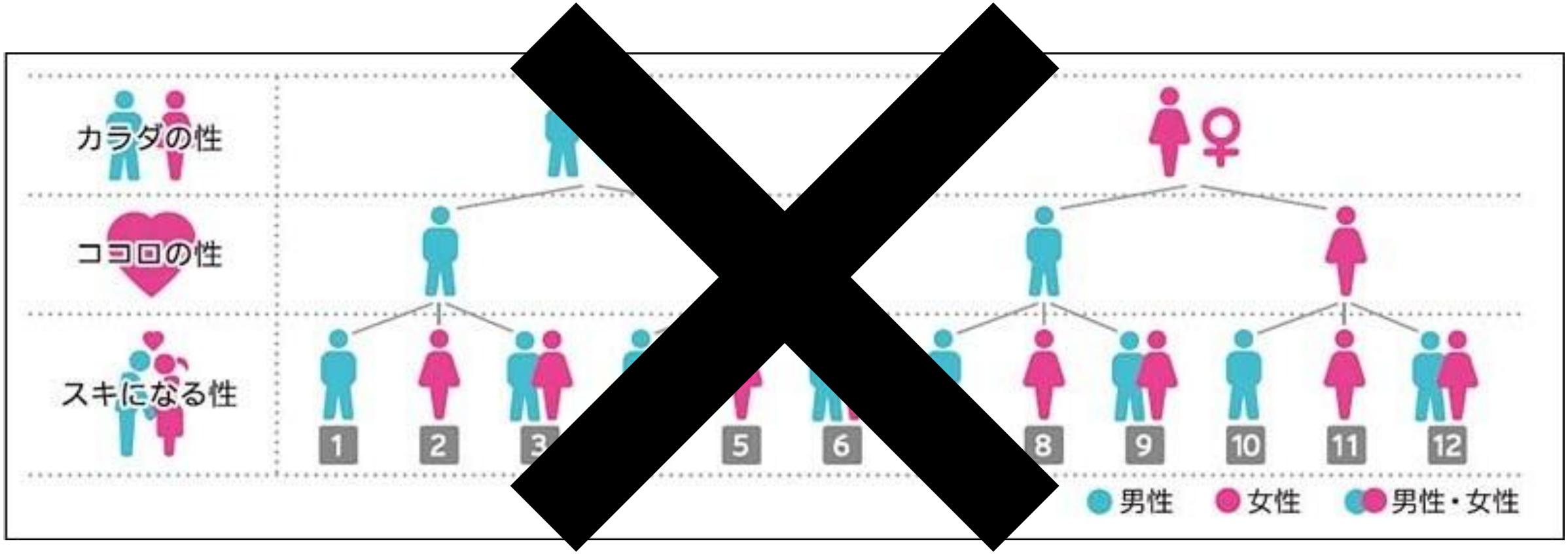
- 身体も心も男(女）性で、男性も女性も好きになる人
- 身体は男(女）性で心は女(男）性で、男性も女性も好きになる人

Q：身体は男性で心は女性で、男性を好きになる人は？

同性愛・両性愛は病気ではありません

- 1992年、世界保健機関（WHO）の『国際疾病分類・改訂版第10版（ICD-10）』（1993年出版）では「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」として精神疾患リストから除外されました。
- 1994年、厚生労働省がICDを公式基準として採用。1995年、日本精神神経学会も同様の基準を採用しています。
- 趣味・嗜好でなく、生まれ持ったもの。当事者にはどうしようもできないこと。

電通ダイバーシティ・ラボ制作の「セクシュアリティマップ」



男 ←――――　――――→ 女



一人一人に個性があるように、性の4要素がそれぞれどのあたりに位置しているかは、人によってさまざまです。

その広がりはグラデーションのようになっています。

柏崎市HPより

LGBTQ

Q ＝Questioning（クエスチョニング）

クエスチョニングは、自分のセクシュアリティをひとつに絞ることができない、または意図的に定めていないセクシュアリティ。

クイアは、セクシュアルマイノリティの総称、LGBTに含まれないセクシュアル・マイノリティをも含む概念。本来は、オカマ、変態という蔑称で使われていた。使用は避けたい。

Xジェンダー

- 男女どちらにも当てはまらない人や、性自認が男性・女性の間で揺れ動いている人の性自認です。その揺れ動き方などから中性・両性・無性・不定性の４つに分類される。
- クエスチョニングとよく似ているが、クエスチョニングは「決まっていない・意図的に決めていない・模索している」という性自認であるのに対し、Xジェンダーは「男女のどちらでもない」「性自認が男女間で揺れ動いている」と決まっている性自認。

パンセクシュアル（Pansexual）

性別という枠を超えて人を愛する人

アセクシュアル（Asexual）

誰に対しても性的欲求を抱かない人

アロマンティック（Aromantic）

誰に対しても恋愛感情を抱かない人

シスジェンダー（Cisgender）①

性自認（自分の性をどのように認識しているか）と身体的性（生まれた時の体・戸籍の性）が一致して、違和感なく生きられている人のことを指す

トランスジェンダー（性自認と身体的性が一致していない人）の対義語として生まれた

シスジェンダー（Cisgender）②

生まれたときの体が男性として診断され、自身も男性だと思っている人（シスジェンダー男性）

生まれたときの体が女性として診断され、自身も女性だと思っている人（シスジェンダー女性）

こころの性(性自認）と体の性（身体的性）が一致している男性で恋愛対象が男性のみである場合：シスジェンダーのゲイ

こころの性(性自認）と体の性（身体的性）が一致している女性で恋愛対象が女性のみである場合：シスジェンダーのレズビアン

ヘテロセクシュアル（heterosexual）

「異性に恋愛感情や性的欲求を持つ性的指向」という意味、異性に性的な欲求は持つが、恋愛感情としては他人には惹かれない、という人もヘテロセクシュアルと言える

異性愛者　ストレート

事例検討①

Transgender

法律的社会的に出生時に割り当てられたその人の性別とは別の性別を生きる人

別の性別を生きている人だけでなく、別の性別を生きたい、割り当てられた性別から距離を置きたい、と強く感じる人も含む

- 「性同一性障害」は医学上の診断名
- 「障害」という言葉に違和感を覚える当事者が多い
- 社会的文化的な性別越境者

性別不合

「性同一性障害」という概念自体の捉え方も、国際的には変化している。2019年5月に採択されたWHOの国際疾病分類改訂版「ICD-11」で、以前までは「精神障害」のカテゴリーに含まれていた「性同一性障害」が削除され、新設された「性と健康に関する状態」というカテゴリーに「性別不合」という項目が作られた。

トランスジェンダーは障害でも病気でもない。

2024年3月、性同一性障害学会⇒日本性別不合学会

アメリカでは、性別違和

- FTM

  Female to Maleの略。
  出生時に割り当てられた性が女性であるが性自認が男性。

- MTF

  Male to Femaleの略。
  出生時に割り当てられた性が男性であるが性自認が女性。

戸籍上の性別を変更するための「5つの要件」

二人以上の医師により，性同一性障害であることが診断されていること

1.年齢要件：18歳以上であること

2.非婚要件：現に婚姻をしていないこと

3.子なし要件：現に未成年の子がいないこと

4.手術要件（生殖不能要件）：生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること

5.外観要件：その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

2003年に成立した性同一性障害特例法

LGBT調査2023
（dentsu Japanサステナビリティ推進オフィス）



- LGBT層の比率は、9.7%。
- 20年、18年は、8.9%。
- 15年は、7.6%。12年は、5.2%。
- 株式会社LGBT総合研究所の2019年調査では、10%。
- 日本人は、AB型10%、左利き10%と言われている。

LGBTQ+当事者層の内訳

性自認について 「性自認」 × 「生まれた時に割り当てられた性」	
トランスジェンダー （トランスジェンダー男性 / 女性）	1.15%
ノンバイナリー／Xジェンダー 性自認が「男性か女性か変わることがある、一定ではない」、「男性・女性どちらでもある / ないと感じる」	1.38%
クエスチョニング（性自認） 性自認が「わからない」（「質問の意味がわからない」は含まない）	0.26%

※選択肢の便宜上、上記のように分類していますが、この他にも多様な性のあり方があります。
※一人の回答者が複数の性のあり方に該当する場合があるため、すべてのスコアを足すと、9.7% を超えます。

性的指向について 「性自認」 × 「性的指向」	
ゲイ	1.59%
レズビアン	1.01%
バイ／パンセクシュアル 性的指向が「男性か女性か変わることがある、一定ではない」、「男性・女性どちらも好きになる」、「相手の性別は問わない」と回答	3.20%
アロマンティック 「性別に関係なく、他者に恋愛感情を抱かない」	1.43%
アセクシュアル 「性別に関係なく、他者に性的に惹かれない」	1.56%
クエスチョニング（性的指向） 恋愛・性愛感情を抱く相手の性が「わからない」（「質問の意味がわからない」は含まない）	0.58%

電通グループ、「LGBTQ+調査2023」 https://www.group.dentsu.com/jp/news/release/001046.html

人口は2024年3月1日現在

日本国民1億2397万人のうち

約1116万人はLGBTQ

（9%の場合）

これまで面談してきた人の10人に一人は当事者の可能性あり。
これから面談する人の10人に一人は当事者の可能性あり。

- 性別には、「完全な男性」「完全な女性」の２つしかないわけではない。
- 100人いれば100通りの性自認が存在する。
- 「どんな人に」「誰に」恋愛感情を抱くのかということも人それぞれ。
- セクシュアルマイノリティを「人間としておかしい」とはいえない。
- 「自分は100%男性／女性で、一人の人しか好きにならない『普通』の人間だ」といえますか？
- 「男性か女性のどちらかでしかいられない」という社会を変える第一歩にしましょう。

人権と差別・偏見

カミングアウト・アウティング

SOGI（ソジ）

Sexual Orientation and Gender Identity

（2006年ジョグジャカルタ宣言以降国連の諸機関で用いられている）

LGBTがレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーという「誰」を指すのに対して、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」を指すので、私たち全員が含まれる。

2019.05.25　東京新聞

LGBTへの差別
ブラジル犯罪化へ
最高裁全員の賛否後決定

【ニューヨーク＝赤川肇】南米ブラジルの連邦最高裁は、同性愛など性的少数者（LGBT）差別を犯罪とみなす判断を示した。判事十一人のうち過半数の六人が二十三日までに法制化に賛成、六月五日に判事全員の賛否がまとまった上で正式決定する。AP通信などが報じた。人種差別を最高禁錮五年の刑とする法律を改正し、同性愛者や心と体の性が一致しないトランスジェンダーへの差別も当てはめる。国会で法制化が進まない現状に対し、人権団体などが性的少数者への差別は「違憲だ」と司法判断を求めていた。

ブラジルでは宗教的背景から同性愛嫌悪などが根強い。一月に就任したボルソナロ大統領は就任前、「息子がゲイになるより、事故で死んでくれた方がいい」といった差別的発言で知られ、同性愛嫌悪を公言。人権団体「グルポ・ゲイ・バヒア」によると、ブラジルで二〇一七年に殺されたLGBTは四百四十五人で前年から三割増えた。

最高裁の判断に、当事者団体代表のブルナー・ベネビデスさんはAPに「LGBT嫌悪の国家元首の下、とてもいいタイミング。最高裁は私たちを保護する責任を果たした」と語った。

「同性愛は犯罪」ケニア高裁判決

【ナイロビ＝共同】ケニア高裁は二十四日、同性愛行為を犯罪とした刑法の規定は憲法に違反するとして、性的少数者（LGBT）の支援者らが無効を求めた控訴審の判決で、原告の訴えを棄却した。

国連のバチェレ人権高等弁務官は声明で「誰を愛するかということが犯罪の要件になるのは差別的だ。LGBTへの暴力を助長する危険なメッセージになる」と批判した。

国際人権団体アムネスティ・インターナショナルによると、アフリカ五十四カ国のうち三十カ国以上で同性愛行為が禁止されている。LGBTを狙った襲撃や政権による弾圧が頻発し、主要国ケニアの司法判断が注目されていた。

ケニアの刑法は英国の植民地時代に制定された。「自然の摂理に反した性的考えを持つ者」に最長十四年、「男性同士のみだらな行為」に最長五年の禁錮刑を科している。

隣国ウガンダやタンザニアで弾圧され、逃げてきたLGBTの難民も多い。ケニアで、大半は身を隠して暮らしている。



性的指向に関する世界地図

性的指向に関する法律は、国によって違う状況です。同性間の関係を犯罪とみなす法律がある国もあり、死刑や禁固刑などが適用される場合もあります。一方で、法による保護も広がっています。憲法によって法の下の平等が保証されている国、雇用の場などでの差別禁止法がある国、LGBTへの差別的言動がヘイトクライムと見なされる国もあります。2001年にオランダで同性間の婚姻が可能になり、2013年にはイギリス、フランス、2015年にアメリカ、2017年にドイツ、オーストラリア、2019年にはオーストリア、台湾でも同性間の婚姻が可能 になりました。現在、G7 で国レベルの同性パートナーへの法的保障がないのは日本のみとなっています。日本は、同性間の関係は犯罪ではありませんが、包括的な差別禁止法はなく、同性間では婚姻もできない国であり、国連人権理事会などから人権侵害であると指摘を受けている状況です。

犯罪化・迫害

- 死刑 ・・・・・・・・・・・・ 12ヵ国
- 禁固刑 10年ー終身 ・・ 28ヵ国
- 禁固刑 最大8年または刑期不確定 ・・・ 29ヵ国
- 事実上違法 ・・・・・・・・ 14ヵ国
- 犯罪化・承認なし

パートナー関係の承認

- 婚姻 ・・・・・・・・・・ 29ヵ国
- 婚姻とほぼ同等の代替制度 ・・・ 33ヵ国

1つの国の中で半分以上の地域が平等な婚姻を認めている場合は、その国は濃い青色（婚姻）で表示されています。

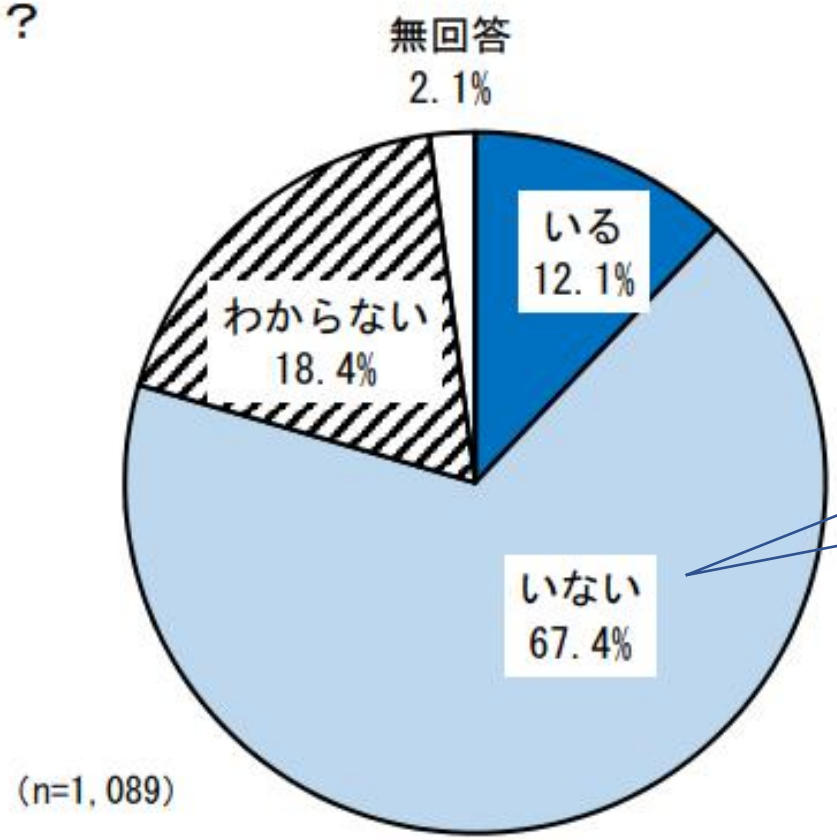
[注1]パレスチナのガザ地区では成人同性間の性的行為が違法とされている
[注2]インドネシアではアチェ州や西スマトラ・南スマトラの一部地域において、成人同性間の性的行為が違法とされている
[注3]コスタリカでは2020年5月までに同性婚が成立予定
[注4]香港はILGAの調査で対象外

この地図は「性的指向に関する世界の法律」ILGA World 2019を参考に、2020年1月までに同性婚が成立した国を加味して、虹色ダイバーシティで制作しました。ご協力いただいた皆さまに感謝します。
2020年1月時点 ［制作］認定NPO法人 虹色ダイバーシティ

※まず個人で考え、回答求めたのちに全体共有します。

マイノリティ＝差別　に繋がる例

問２　あなたの周り（家族、友人、職場や学校の知人等）に、性的マイノリティの当事者はいますか？



ここが問題！

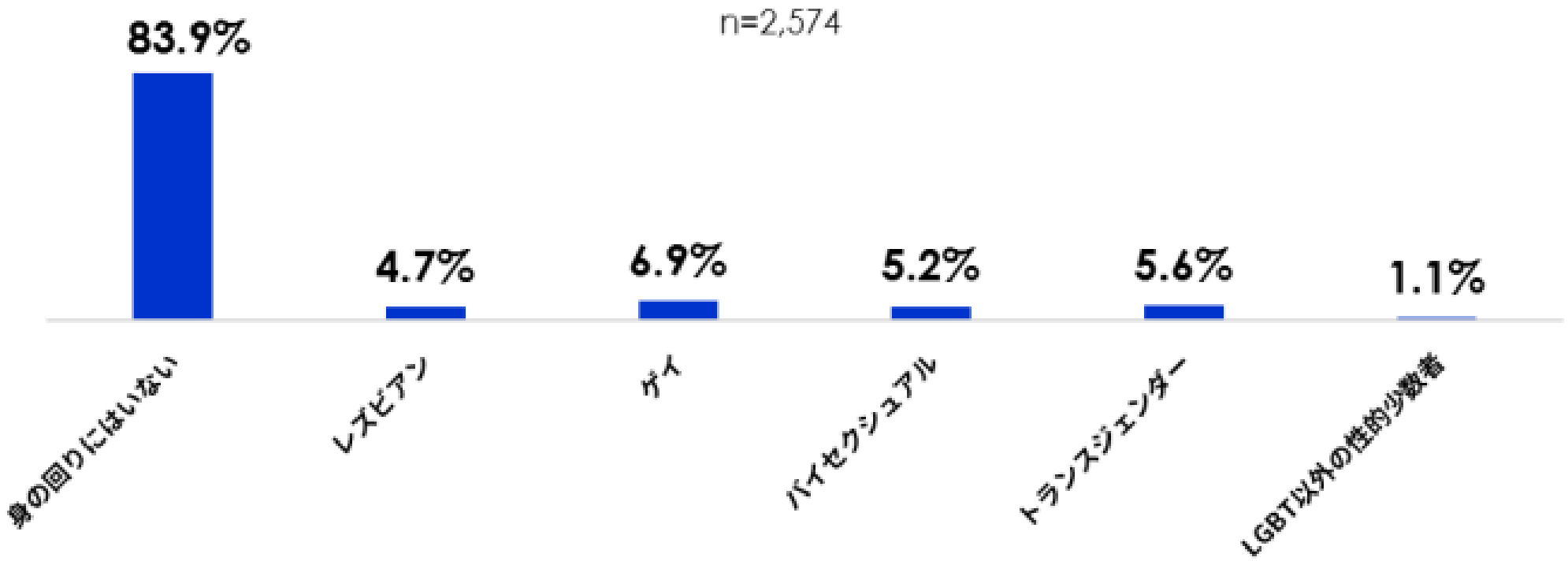
周りの性的マイノリティの当事者の存在について、「いない」との回答が 67.4%、「いる」との回答が 12.1%となっている。また、「わからない」との回答が 18.4%と高くなっている。

岡山市　性的マイノリティに関する市民意識調査報告書　2020年

LGBT・性的少数者に対する存在認識

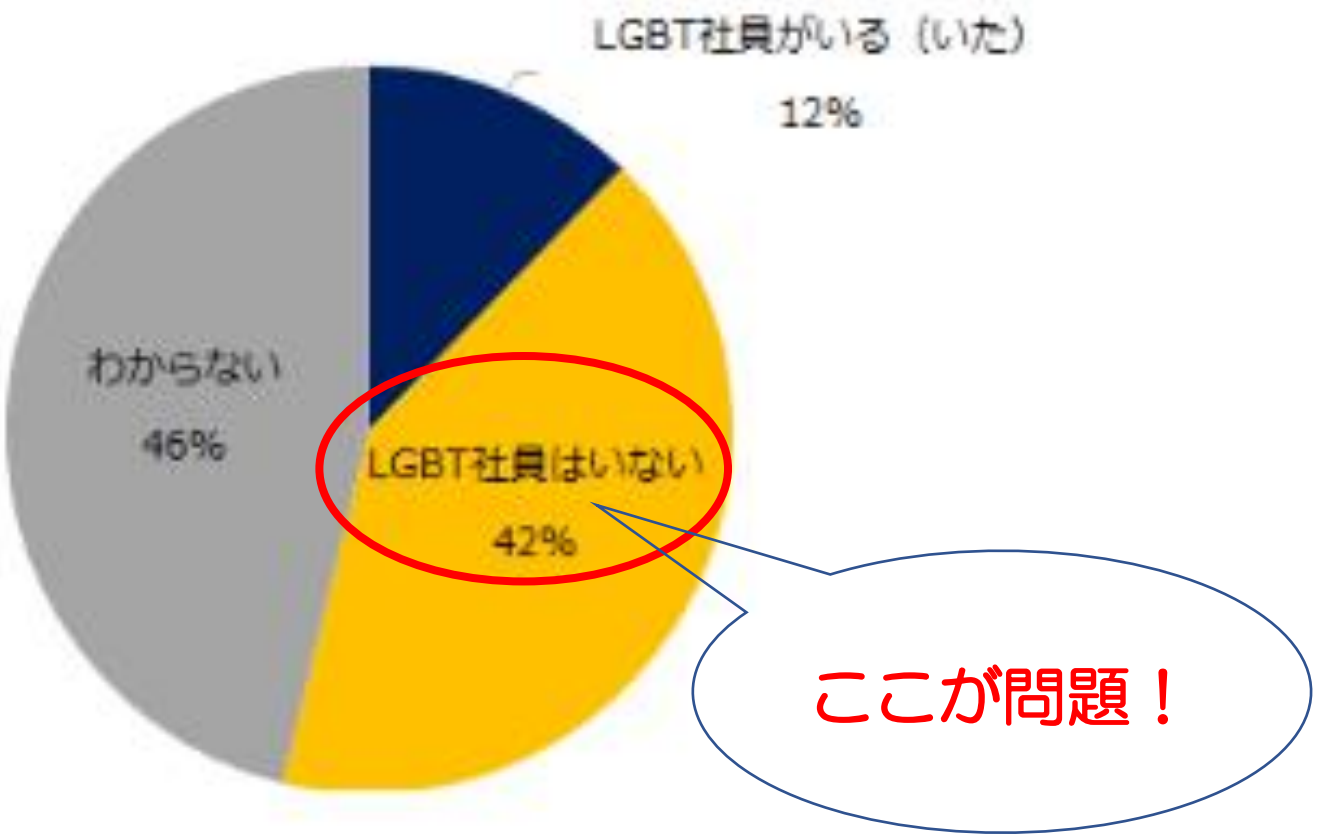
8割以上の人が、身の回りにLGBT・性的少数者はいないと回答

Q　あなたの身の回り（家族や友人）において、次に挙げる「LGBT・性的少数者」の方はいますか。(複数回答)



出典：「LGBT意識行動調査2019」,LGBT総合研究所調べ

【図4】自社でLGBT社員を採用していますか？もしくは、これまで在籍されていましたか？



【調査概要】

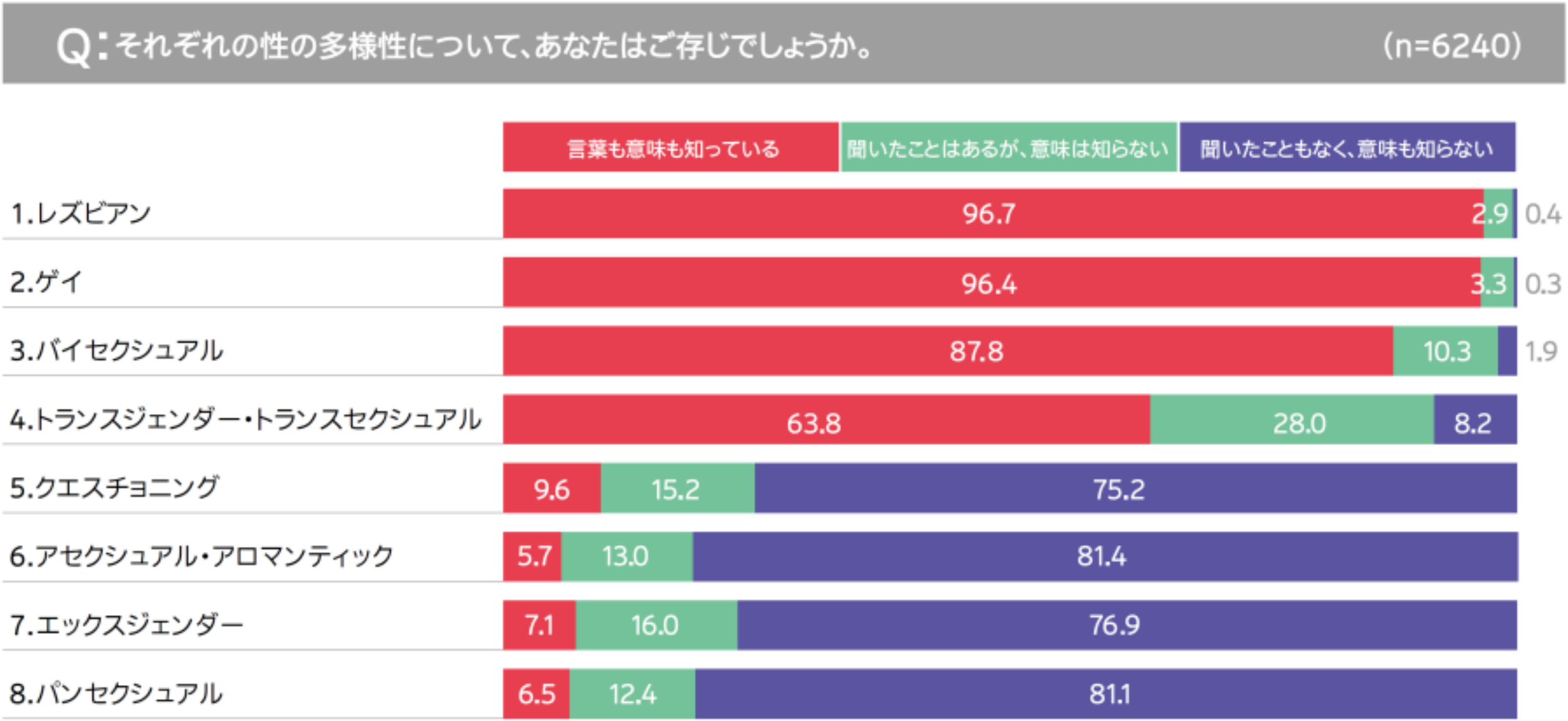
■調査方法：インターネットによるアンケート

■調査対象：『人事のミカタ』（https://partners.en-japan.com/）を利用している企業

■有効回答数：563社

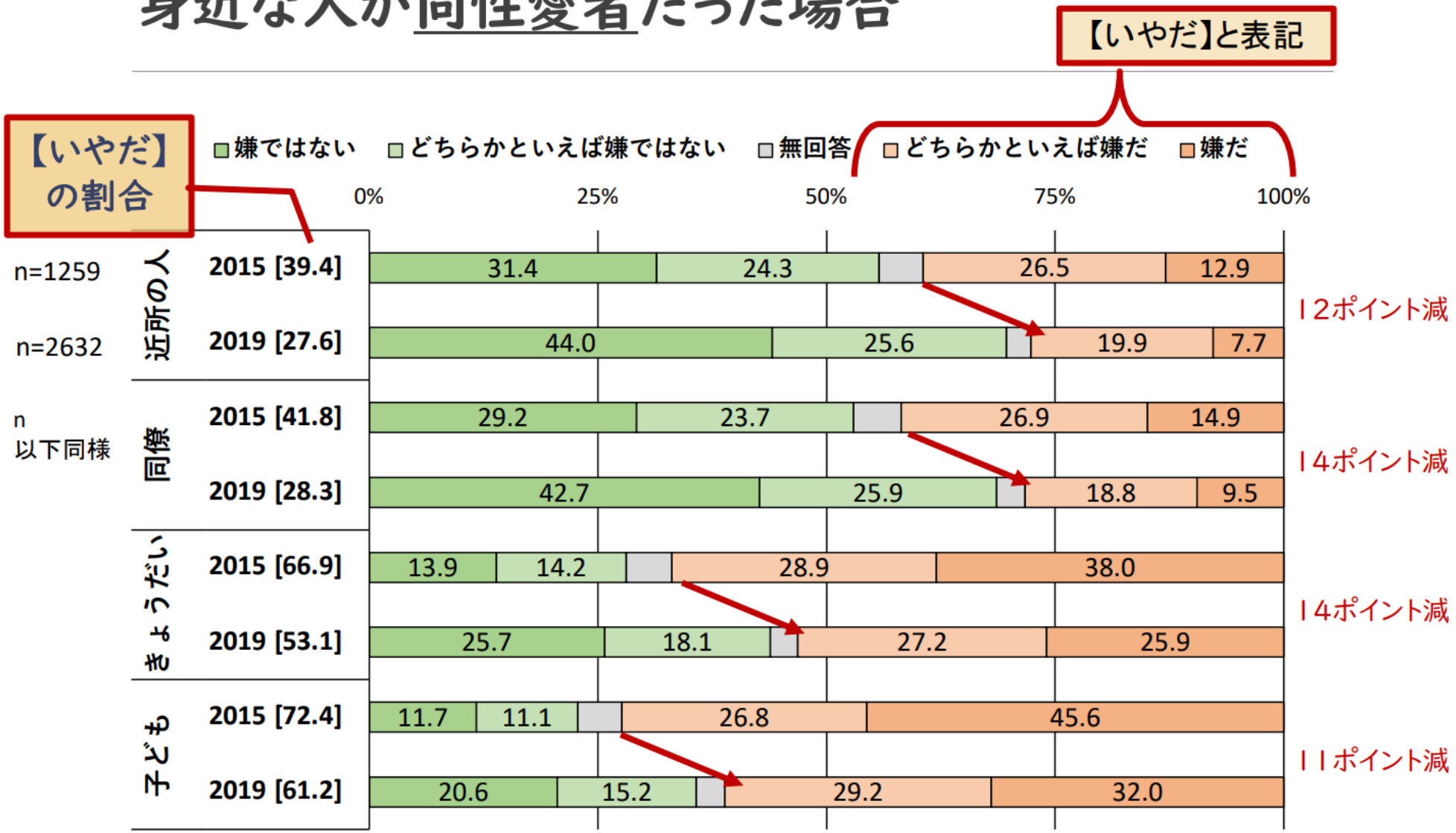
■調査期間：2018年9月26日～10月30日

（図3）



電通「LGBTQ+調査2020」より

身近な人が同性愛者だった場合



・2015年に比べ、2019年では、すべての人について【いやだ】が11～14ポイント減少
・子どもについて【いやだ】と回答した割合は、2015年で7割台、2019年で6割台

『性的マイノリティについての意識：2019年（第2回）全国調査報告会配布資料』

約35%

職場の上司・同僚・部下等が、レズビアンやゲイ、バイセクシュアルであった場合、『嫌だ』と答えた人の割合

2016年　日本労働組合総連合会LGBTに関する職場の意識調査より

約4～5万人

2026年3月大学卒業予定者のうち就職希望者は46万人
LGBTQの新卒就活生は約4.6万人と想定できる

令和７年６月
厚生労働省人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室

①差別・偏見の概念は、誰しもが持ちあわせていること

②私たちは差別に対応する柔軟性があるということ

③人の心の特徴を知ること

2023.06.10　東京新聞 1/2

権利保護の目的かすむ

LGBTQ法修正案 可決

LGBTQ理解増進法案 修正点と懸念

※修正案の赤字は、自民・公明案からの修正

	超党派合意案 立民・共産・社民案	衆院内閣委員会で可決された修正案	識者や国会議員が指摘する懸念
保護の対象	性的指向と性自認	性的指向とジェンダーアイデンティティ	当事者の意見を聞いた形跡もなく、当事者に寄り添うという本来の趣旨をないがしろにする
基本理念	差別は許されない	不当な差別はあってはならない	差別は常に不当だが、合理的な区別との違いが明確にならなかった
実態把握の取り組み	調査研究を推進	学術研究等を推進	「学術研究」の表現では、国などが政策立案の基礎として調査し、データを蓄積するとは限らない
教育	学校設置者に相談機会の確保など努力義務	学校設置者に、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、相談機会の確保など努力義務	多数派が認める範囲内での教育啓発しか認めない発想で、教育現場の萎縮を招く
その他	—	全ての国民が安心して生活することができるよう留意。政府は、運用に必要な指針を策定	多数派の権利擁護も必要だとして新設されたが、多数派が認める範囲内でしか少数派の人権は認められないと受け止められかねない

与野党が提出した性的少数者（LGBTQ）理解増進法案の三案が九日の衆院内閣委員会で審議入りし、日本維新の会・国民民主党案をほぼ丸のみした与党案の修正案が急転直下で可決された。長くたなざらしにされていた法案は成立に向けて動きだしたが、原点ともいえる超党派合意案を踏襲した立憲民主・共産・社民党案は置き去り。LGBTQの権利を保護するという本来の目的は、かすんでいる。

（曽田晋太郎、柚木まり、市川千晴）＝❶面参照

核心

■充満

「なんとか協力してもらえないか」

理解増進法案の審議入りを翌日に控えた八日午後。自民党の萩生田光一政調会長は国会内の一室で、日本維新の会の馬場伸幸代表に切り出した。

馬場氏は直前の記者会見で与党案への反対を表明したばかり。「われわれの案を中心にやってくれなければ協力はできない」と難色を示すと、萩生田氏は「どういう形の文章ができるか協議したい」と応じた。間もなく始まった両党実務者の折衝は深夜まで続き、最終合意の発表時は衆院内閣委の開会予定時刻まで一時間を切っていた。

自民党は当初、調整に時間を要する修正協議に否定的だった。「今国会での成立に思い入れがある」（党幹部）という岸田文雄首相の意向があったからだ。

だが五月の先進七カ国首脳会議（G7広島サミット）前の国会提出という「期限ありき」で党内手続きを進めたため、法制定に反発する党内保守派に不満が充満。八日の党会合では採決時に「党議拘束はかけないでほしい」との発言も飛び出し、造反者が出る可能性も現実味を帯びていた。

■賛成

自民党執行部が維新・国民案の丸のみに動いたのは、さらなる保守派への配慮だった可能性がある。与党案より保守派の理解を得やすいとみられるためだ。

維新・国民案は、与党案にはない家庭の役割などを重視する条文がある。出生時の性別と性自認が一致したり、恋愛対象が異性だったりする「多数派」の権利保護も盛り込んでいる。

「全ての国民が安心して生活できるよう留意する」という規定は、理解増進法案によって、男性が自認する性を偽って女性用スペースに侵入するのを防げなくなると主張する自民党保守派への配慮につながる。修正案について保守派の若手議員は「賛成しやすくなった」と漏らす。

■批判

衆院内閣委の審議などでは、三党案を提出した立民議員らから修正案に懸念や批判の声が上がった。

多数派の権利を条文化することは、LGBTQの人権を守るという法の目的そのものを骨抜きにしかねない危うさをはらむ。共産党の塩川鉄也氏は審議で「マジョリティーが認める範囲でしかマイノリティーの人権、尊厳は認められないとのメッセージにつながりかねない」と批判。同党の田村智子政策委員長は記者会見で「差別と偏見を助長しかねない」と主張した。

与党案提出者の自民党の新藤義孝政調会長代行は記者団に「多くの会派に賛成いただき、非常にありがたい」と修正合意を評価したが、立民の中谷一馬氏は採決前の討論で訴えた。

「当事者の意見を聞いた形跡もなく、当事者に寄り添うという本来の趣旨をないがしろにした」

#保守派に配慮「多数派」を保護

2023.06.10　東京新聞 2/2

LGBTQ法修正案可決

衆院内閣委 与党、維・国案受け入れ

審議3時間足らず

衆院内閣委員会は九日、与野党がそれぞれ提出した計三本の性的少数者（LGBTQ）の理解増進法案の審議を始め、日本維新の会、国民民主両党の法案内容を取り込んだ与党修正案を賛成多数で可決した。二年前に自公を含む超党派で合意した法案を踏襲した立憲民主、共産、社民の三党案は否決した。青山学院大の谷口洋幸教授（国際人権法）は修正案について「差別につながる偏見や固定観念を広めかねない」と指摘した。

（大野暢子、柚木まり）

＝核心・目的かすむ❷当事者団体憤り㉓面

修正協議は自民党が八日、維新に呼び掛け、維新・国民両党の法案の骨格をほぼ全面的に受け入れることで合意した。

LGBTQ法案のポイント

- 「性自認」の表現の扱いは維新・国民案の表現を採用し「ジェンダーアイデンティティ」
- 「全ての国民が安心して生活することができるよう留意」と明記し、出生時の体の性別と性自認が一致するシスジェンダーの権利尊重の視点を規定
- 制定目的として「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分ではない」との認識を表明

修正案にはLGBTQの人権を守ることで、出生時の体の性別と性自認が一致する「シスジェンダー」の権利が侵害されるという主張が一部にあることを念頭に、国や地方自治体などは「全ての国民が安心して生活することができるよう留意する」という記述を追加。「シスジェンダー」の権利を尊重する視点を盛り込んだ。

三法案で違いがあった「性自認」「性同一性」などの表現は、英訳として共通する「ジェンダーアイデンティティ」に置き換えた。

法の目的を掲げる第一条には、「多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない」という現状認識を明記。学校などに教育や啓発活動の努力義務を課す条文には「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」という文言を加えた。

この日の委員会では、共産党の宮本岳志氏が「女性とトランスジェンダー（双方）の人権、安全を守ることは決して対立しない」と強調。三時間足らずの審議で採決したことに対して、一部野党から批判の声が上がった。

修正案に賛成したのは自民、公明、維新、国民と衆院会派「有志の会」。立民、共産、社民、れいわ新選組は反対した。十三日の衆院本会議で可決され、参院の審議を経て十六日にも成立する見通し。

谷口氏は修正案について「人権や差別の問題に対する根本的な理解がみてとれない。立法過程で政治家の誤った固定観念や偏見が加わった」と批判。さらに家庭や地域住民の記述については「協力を得られなければ、政府は理解増進を進めることができない、と受け取られかねない」と話した。

2023.06.22　東京新聞

同性婚法制化 早く進めて

永田町で原告ら集会、自民議員も出席



同性婚の法制化を求めスピーチする小野春さん（左から２人目）＝21日、東京・永田町で

戸籍上同性の２人が結婚できない民法などの規定は憲法違反として起こされた同性婚訴訟の判決が全国５地裁で出そろい、原告や弁護団が21日、東京・永田町の衆院第１議員会館で集会を開き、出席した与野党の国会議員約40人に早期の立法を訴えた。

岸田文雄首相が２月に同性婚について「社会が変わってしまう課題だ」と消極的な姿勢を示したが、自民党議員も５人出席した。「勉強し弁護士らの話を聞いたら賛成以外の選択肢はない。平等、尊厳の問題だ」（宮路拓馬衆院議員）、「同性カップルを法的に守る制度の整備は、少子化や人口減少の問題の解決にも意義がある」（柿沢未途衆院議員）などと述べた。

５地裁の判決では、札幌と名古屋が違憲、東京と福岡が「違憲状態」、大阪が合憲と判断した。いずれも原告側が控訴。政府は、判決が確定していないとして法整備に着手していない。

集会で訴訟弁護団の加藤丈晴弁護士は、性的少数者への理解増進法が成立したことを受け「（同性婚法制化という）次のステップに進む時ではないか」と強調。東京訴訟の原告・小野春さんは「政治的イデオロギーの話でなく、生活や命の話。愛する人と法的に家族になりたいという願いを見て見ないふりをしないで」と訴えた。（奥野斐）

2023.06.21　東京新聞

同性パートナー 配偶者扱い

職員給与制度 東京16区 条例改正へ

東京二十三区の給与制度などを調整する「特別区人事・厚生事務組合」が、職員の扶養手当などについてパートナーも配偶者と同等とみなして支給するよう、各区に通知したことが分かった。これを受け、二十日に渋谷区議会で関連の条例改正案が可決されるなど、制度の見直しが進む。同性婚の法制化が見通せない中、同性カップルの不利益解消を目指す動きが自治体で活発になっている。

事務組合によると、扶養手当や住居手当、在職死亡時の退職手当などの支給は従来、法律婚や事実婚を対象にしてきた。これに「パートナーシップ関係の相手方」を加えるよう通知。対象者の確認方法や改正時期は各区に委ねた。自治体のパートナーシップ制度の利用者が想定され、他の方法で関係が確認できた人も対象にする区もある。

本紙が二十三区に聞くと、パートナーシップ制度を二〇一五年に全国に先駆けて始めた渋谷区や世田谷区など計十六区が五月以降、区議会定例会に関連の条例改正案を提出。月内にも施行を見込む区も。文京区など四区は九月ごろ開会見込みの次回定例会に提出する方針で、千代田区など三区は「検討中」という。

通知の背景には、都が昨年十一月のパートナーシップ宣誓制度導入に合わせ、職員手当や介護休暇などの対象を同性パートナーにも広げたことがある。事務組合の担当者は「都の動きや各区からの要望をふまえ、検討した」と説明する。

十四日に開会した区議会で条例改正を目指す世田谷区は、性的少数者（LGBTQ）への差別禁止条例があり、区独自に休暇制度で同性パートナーの介護や出産時の休暇を認めている。区職員厚生課の担当者はパートナーシップ関係が「事実上の婚姻関係に準ずると

する社会通念が形成されている」とし、事務組合の通知を「こうした社会通念が広がり、理解が深まっているのでは」と受け止める。

世田谷区議会で問題提起してきた上川あや区議は「職員の処遇を平等に扱うのであれば、区民に対しても平等を保障するのは当然で、各区で行政サービスの再点検が求められる。国も変化を迫られるだろう」と指摘した。（奥野斐）

条例改正案の提出時期

【５～７月】中央、港、新宿、台東、品川、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川
【９月ごろ】文京、墨田、目黒、荒川
【検討中】千代田、江東、大田
※予定を含む、本紙調べ

1　12版　第29034号　(明治25年3月12日第3種郵便物認可)　©中日新聞東京本社2023　東京新聞　朝夕刊月ぎめ 3,700円(うち消

生殖不能要件「違憲」

2023.10.26

性別変更 手術規定巡り

最高裁大法廷「過酷な選択迫る」

出生時の性別と性自認が異なるトランスジェンダーの人が戸籍上の性別を変更する際、生殖機能をなくす手術が必要になる「性同一性障害特例法」の規定（生殖不能要件）が違憲かが争われた家事審判の特別抗告審の決定で、最高裁大法廷（裁判長・戸倉三郎長官）は25日、この規定が「強度な身体的侵襲の手術か、性別変更を断念するかの過酷な二者択一を迫るもの」として、初めて違憲と判断した。裁判官15人全員一致の意見。手術を望まない当事者に性別変更の道が開かれ、国は要件の見直しを迫られる。

（太田理英子）

＝核心・社会の変化重視❷決定要旨❼当事者期待❸社説❺面

外観要件は高裁差し戻し

大法廷は、もう一つの論点だった特例法上の性別変更後の性別に似た性器の外観を求める要件（外観要件）は審理を尽くす必要があるとし、憲法判断せずに高裁に差し戻した。このため、申立人の性別変更を認めず、再び高裁で審理されることになる。

15人のうち3人の裁判官は外観要件も「違憲」とし、高裁に差し戻すのでなく、性別変更を認めるべきだとの反対意見を出した。

決定は、生殖不能要件の規定が「憲法13条が保障する意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する」と指摘。法制定時は生殖機能を残して性別変更して子どもが生まれた場合の親子関係の問題や社会の混乱が想定されたが「問題が生じるのは極めてまれ」で、性的少数者への理解促進の取り組みが広がっている状況も踏まえ「制約は必要とも合理的ともいえない」と結論付けた。

申立人は西日本在住で、戸籍上は男性、性自認が女性。ホルモン治療による生殖機能減退などを理由に、性別適合手術を受けておらず「性別変更と引き換えに手術を求める規定は違憲だ」として手術なしの性別変更を求めていた。家裁、高裁段階では認められなかった。

特例法を巡っては、最高裁第2小法廷が2019年、別の申立人の家事審判で生殖不能要件を「現時点で合憲」と判断。社会状況は変化するため、「憲法適合性は不断の検討を要する」と指摘していた。今月11日には、静岡家裁浜松支部が生殖不能要件を「違憲」とし、手術なしでの性別変更を認める決定を出した。

最高裁が法令を違憲と判断したのは戦後12件目になる。

変更かなわず 先延ばし残念

申立人がコメント

今回の最高裁決定について、申立人は代理人弁護士を通じ「予想外で大変、驚

性別変更の要件と最高裁の判断

	2019年 第2小法廷	2023年 大法廷
性同一性障害特例法 3条1項	申立人	申立人
①18歳以上	・戸籍は女性	・戸籍は男性
②婚姻中でない	・性自認は男性	・性自認は女性
③未成年の子がいない		
手術要件 ④卵巣や精巣がないなど生殖機能がない（生殖不能要件）	現時点で合憲	違憲
手術要件 ⑤変更後の性別の性器に似た外観がある（外観要件）	判断せず	判断せず高裁に差し戻し

性同一性障害特例法

用語解説

戸籍上の性別を変更する要件を定めた法律。2人以上の医師に性同一性障害と診断された人が家裁に審判を申し立て、①18歳以上②婚姻中でない③未成年の子がいない④生殖腺がないか、その機能を永続的に欠く状態にある（生殖不能要件）⑤変更後の性別の性器部分に似た外観を備えている（外観要件）一の全部を満たしていると認められれば変更できる。最高裁によると、性別変更した人は法律が施行された2004年から22年までに計1万1919人。

決定骨子

- 性同一性障害特例法の生殖能力要件は、意思に反して身体への侵襲を受けないと定めた憲法13条に反し、違憲で無効
- 特例法の要件は見直しが迫られ、同様の当事者は生殖能力喪失の手術を経ない性別変更に道
- 手術をしない性別変更に伴う社会的混乱は極めてまれと考えられる。医療が進歩し、性同一性障害への理解も拡大
- 特例法の外観要件は差し戻して高裁段階で再審理へ。現段階での性別変更は認めず

救済へ特例法全面見直しを

解説

戸籍の性別変更を求めるトランスジェンダーの人らに多大な心身の苦痛を強いる性同一性障害特例法の規定について、最高裁は15人の裁判官が全員一致で「身体への侵襲を受けない自由への過剰で重大な制約」で違憲と判断した。法施行から19年。重大な人権侵害にようやくNOが突きつけられた。「自分の身体は自分のもの」という権利の重要性が明確になったのは画期的で、大きな一歩だ。

ただ、外観要件の判断は保留され、宿題は残された。生殖不能要件に必要な手術が「身体への強度の侵襲」と認められた一方、同様に苦痛を伴う手術などを強いる外観要件を残すことがどこまで合理的といえ、整合性がとれるのか。

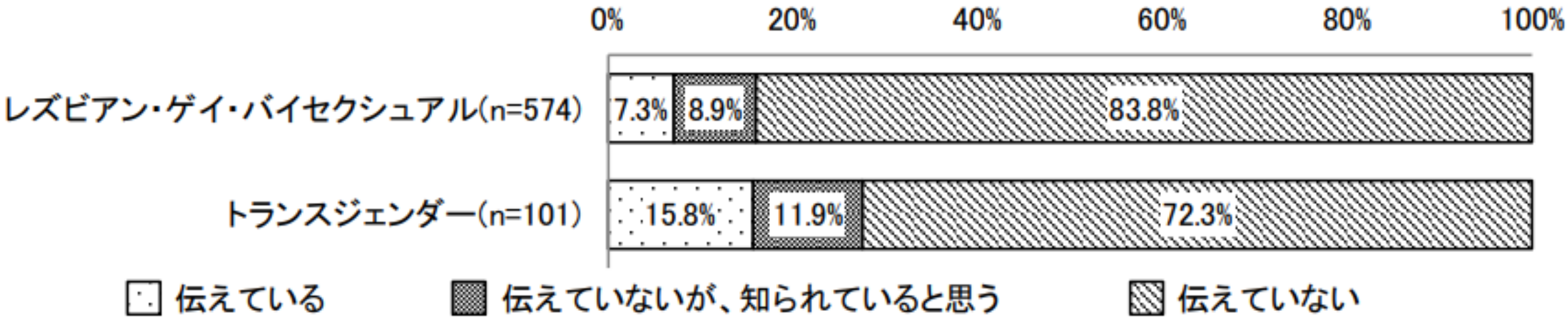
宇賀克也裁判官が反対意見で「性自認に従った取り扱いを受ける利益は、人格的生存に不可欠」と指摘したように、不利益を受け続ける当事者にとっては待ったなしの問題。救済には、一刻も早い特例法の全面的見直しが求められる。

性別変更は性的少数者が自分らしく生きるための課題の一部に過ぎない。トランスジェンダーらへの差別や誹謗（ひぼう）中傷はやまず、偏見に基づく就職難など、性的少数者の権利を巡る問題は山積みだ。当事者が抱える困難を受け止め、尊厳を守るため、国は法整備や具体的施策に本腰を入れるべきだ。

（太田理英子）

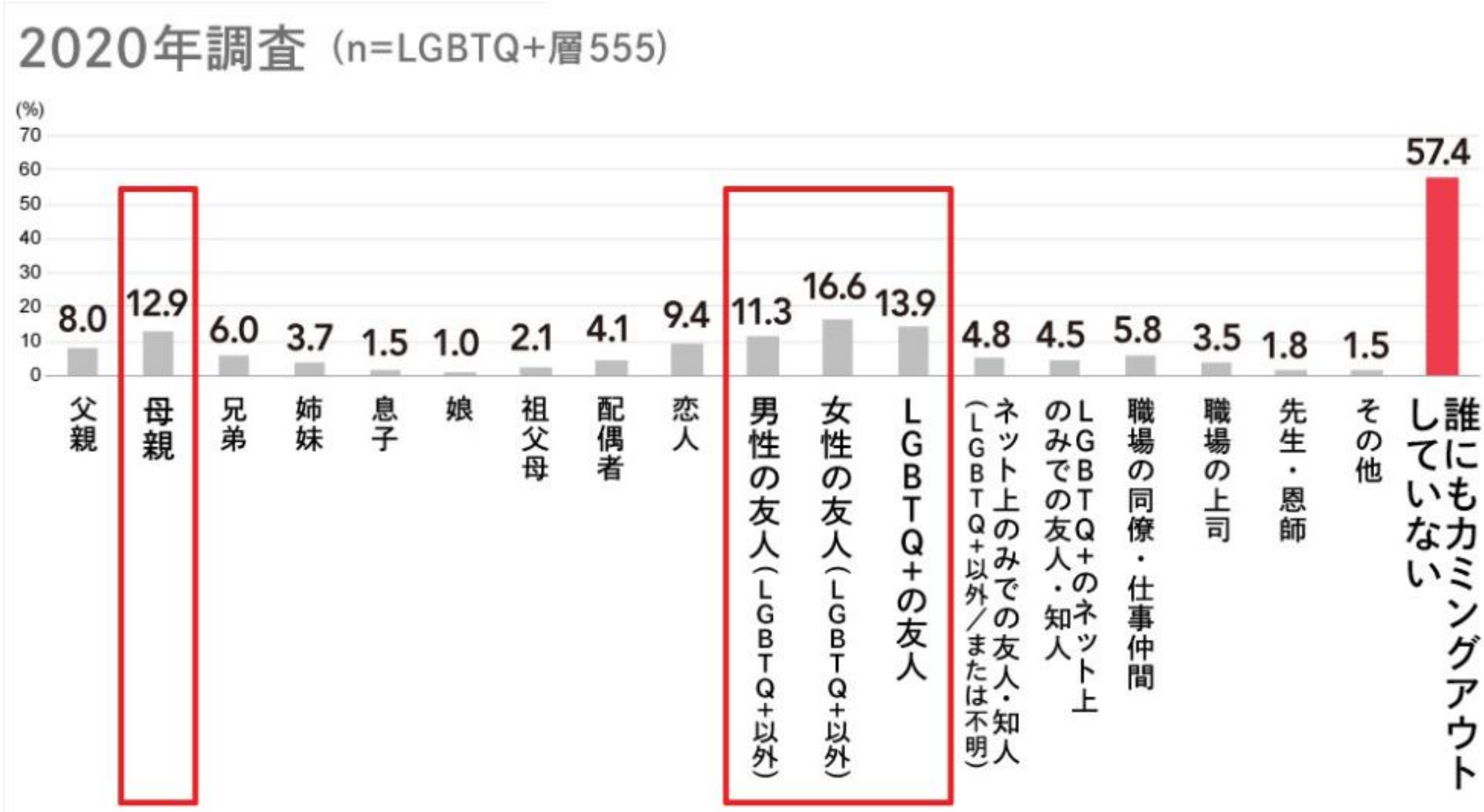
カミングアウト

図表Ⅴ－ 27　いまの職場の誰か一人にでも、自身が性的マイノリティであることを伝えているか：労働者アンケート調査（Q30 をもとに作成、単数回答）



当事者のほとんどが カミングアウトしていない。

厚労省　労働者アンケート調査　2019年



電通グループ、「LGBTQ+調査2023」 https://www.group.dentsu.com/jp/news/release/001046.html

LGBTQ当事者の意識調査

- カミングアウト率は「親に対して」が27.9%、「職場や学校」では28.1%。
- 当事者の20.4%がひきこもりの経験がある。
- 10代当事者の85.5%がSNS上で差別的発言を見聞き。

出典 日高庸晴 宝塚大学看護学部教授 「ＬＧＢＴ 当事者の意識調査 ーいじめ・職場環境問題ー2023」

職場でカミングアウトしている人

4.8%

300人の職場で1人

※まず個人で考え、回答求めたのちに全体共有します。

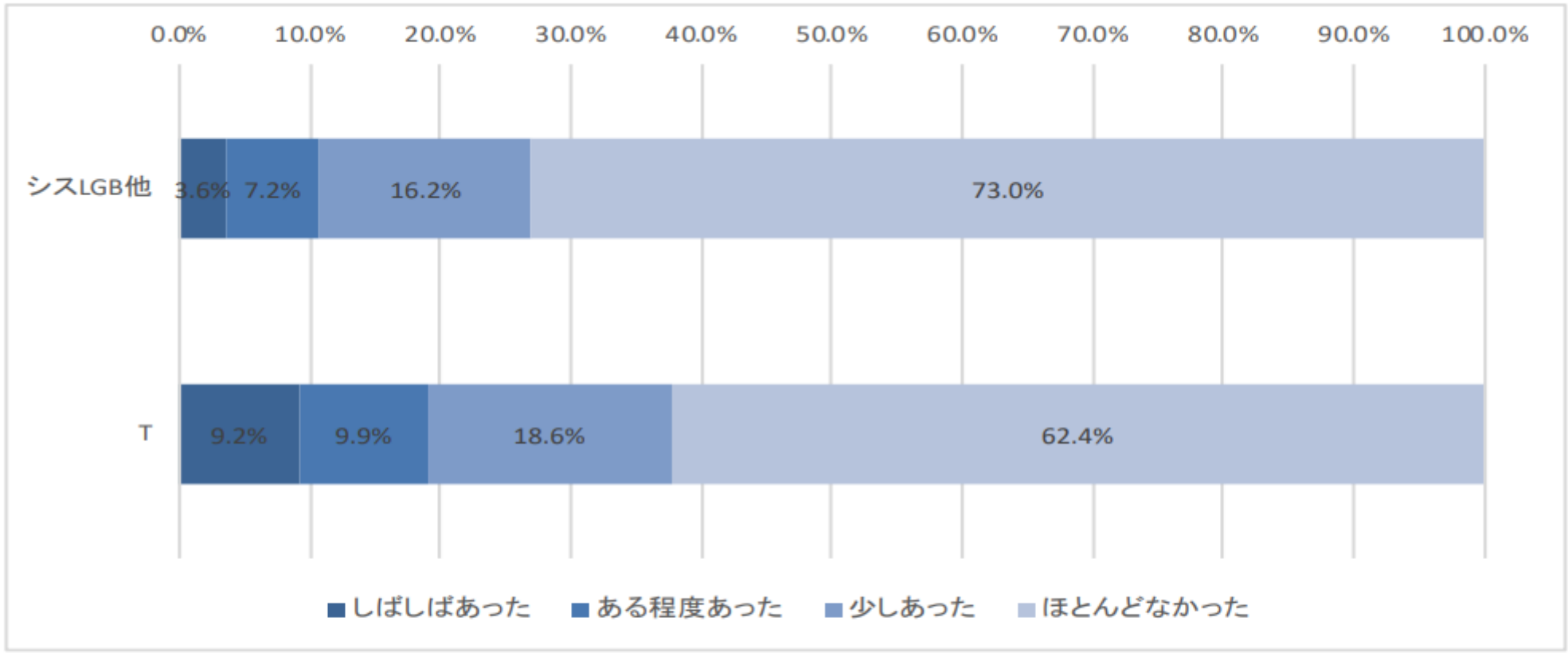
カミングアウトされたら？

一橋大学アウティング事件

- アウティング：秘密を暴露すること。特に、その人が性的マイノリティーであることを、本人の了解を得ずに言い広めること。

- 同性愛を受け入れない大学や社会の異端視、差別が同性愛者を死に追いやる。

アウティング経験



	シスLGBその他	T
N=	1041	425

✓ LGB他 27.0%、トランスジェンダー 37.6%が職場でのアウティングを経験している

© 特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティ、国際基督教大学ジェンダー研究センター 2020

国立市「男女平等参画推進条例」アウティング規程

【基本理念　第3条】

　性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。

【禁止事項等　第8条】

　何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

- 「カミングアウトの強制」の禁止
　　⇒本人の意思やタイミングを無視して強制させること

- 「カミングアウトの禁止（ドントテル）」の禁止
　　⇒周りが「言うな」と止めること

- 「アウティング」の禁止
　　⇒第三者に暴露すること、ばらすこと

事例検討②

キャリアコンサルタントとしての役割と在り方

アライ（Ａｌｌｙ）

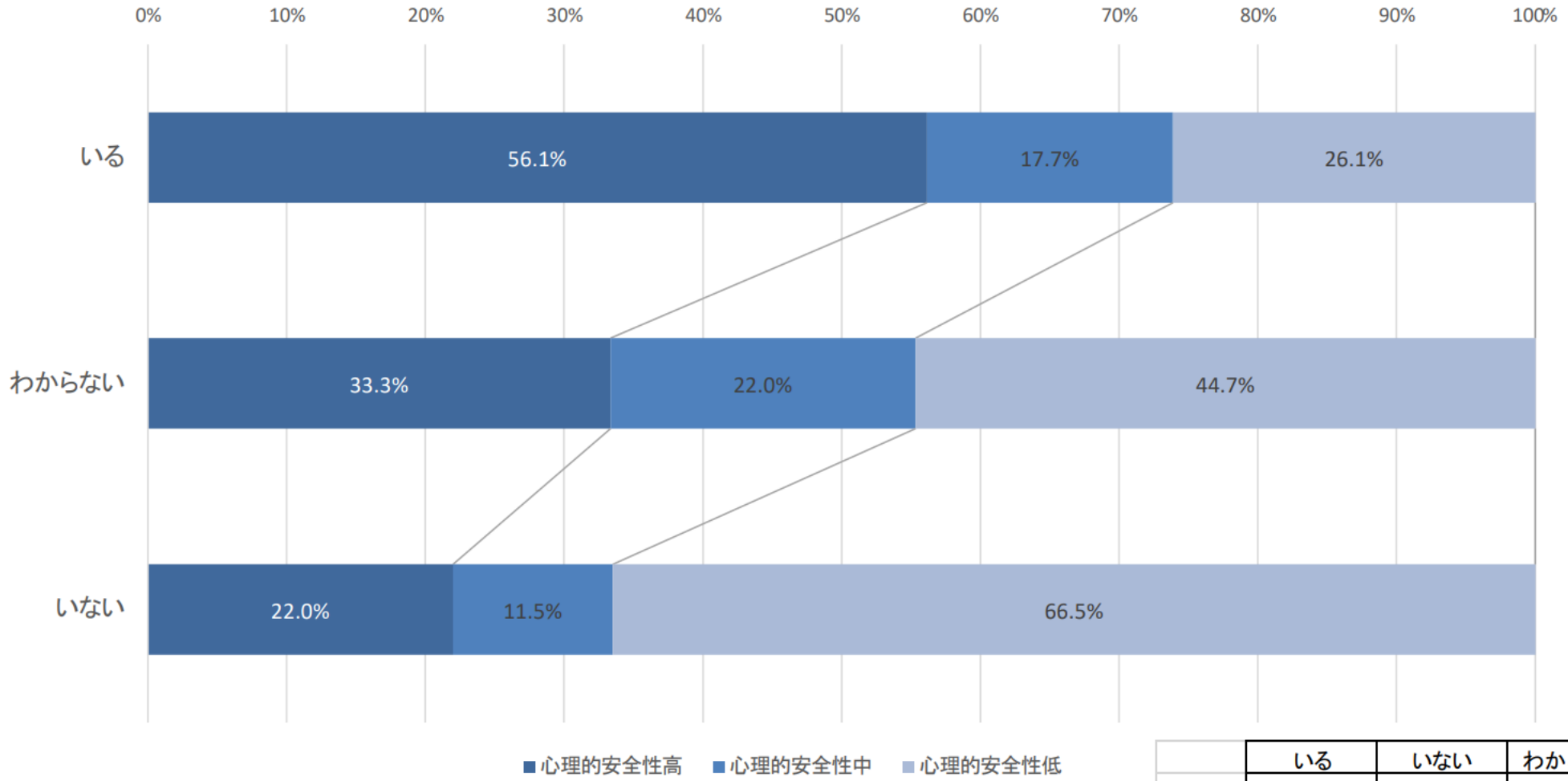


アライ（Ａｌｌｙ）

「理解者、支援者」

Ｓｔｒａｉｇｈｔ　Ａｌｌｙ

心理的安全性×ALLY（LGBT）



	いる	いない	わからない
N=	513	191	450

(c) 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2023

2021.06.13　東京新聞

LGBT理解者 ally「アライ」認知7%

民間調査 考え方共感53%

ＬＧＢＴなど性的少数者に関する理解者・支援者を指す「アライ（ally）」の言葉の認知率が7.7%と低かった一。日用品大手「Ｐ＆Ｇジャパン」（神戸市）がインターネットで行った調査で分かった。

調査は４月、15～69歳の5000人を対象に実施。「アライ」の認知率は低かったものの、ＬＧＢＴを支援し、差別や偏見をなくそうと働きかけるとの考え方に共感する人は53.8%と過半数に上った。

ただ、働く人のうち「職場にアライがいる」と答えた人は3.6%にとどまった。性的指向、性自認に関する嫌がらせを止めたり、理解を広めたりするなど「何らかの行動をしている」は20.7%だった。行動しない理由では「身近にいない」「何ができるかわからない」が多く、知識や情報不足から行動できない状況が浮き彫りになった。

また、当事者486人の44.9%が「自分らしく生きられない」と感じており、悩みでは「差別や偏見」「周りにいないと思われている」が上位だった。

調査に協力した一般社団法人「fair」の松岡宗嗣（そうし）代表理事は「当事者は隣にいるかもしれない。差別や偏見をなくすための積極的な行動をしてほしい」と話した。

同社はアライの育成が環境改善や差別・偏見のない社会につながるとして「アライ育成研修」の無償提供も始めた。

（奥野斐）

LGBTQの理解者・支援者（アライ）になるために

- LGBTの基礎知識を学んで身近な人に話してみましょう
- 「ふつう」や「常識」という言葉を疑ってみましょう
- 未婚者やシングルの人を茶化さないようにしましょう
- 「彼氏／彼女、旦那／奥様」ではなく、「恋人、パートナー／つれあい」など、性別にかかわらず使える言葉を使うように心がけましょう
- ほかの人の「好き」という思いも大切にしましょう
- ほかの人から打ち明けられたことは、アウティングしません
- セクシュアリティに関する差別的な言動を見かけたら…、みんなと一緒に笑わない、同調しない。間違っていることは毅然と指摘する勇気も時には必要

熊本県人権同和政策課（熊本県人権センター）HPより

SOGIハラのない世の中へ

厚生労働省のモデル就業規則

【第15条 その他あらゆるハラスメントの禁止】にも、SOGIに関する規定が盛り込まれた。

（その他あらゆるハラスメントの禁止）

第１５条　第１２条から前条までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の労働者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

【第１５条　その他あらゆるハラスメントの禁止】

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のことを「性的指向」、自己の性別についての認識のことを「性自認」といいます。性的指向や性自認への理解を深め、差別的言動や嫌がらせ（ハラスメント）が起こらないようにすることが重要です。

差別的言動のカテゴリー・件数・記述内容例（件数順①～⑨）

カテゴリー	件数	記述内容例
①笑いにする・からかう・バカにする言動	110	「お前、ホモかよ」という発言と共に笑いが起こる場面を目撃した。（シスG）
②感情レベルの言動	75	「ゲイは気持ち悪いし受け入れられない」という発言を聞いた。（FtM）
③「女・男らしさ」や性役割のおしつけ／からの逸脱に関する言動	70	ピンク色の服を着た大人しい男性に「そういうシュミなの？」とからかう。（シスその他女性）
④異性愛の恋愛・結婚・妊娠・出産を規範・前提とする言動	65	女なら早く結婚してこどもを持つのが当たり前、結婚しないのは不幸だ（FtM）
⑤噂・陰口・吹聴	54	○○部署の○○さんはゲイらしい、という噂話を聞かされた（シスB女性）
⑥プライベートの問いただし	34	「女性のどこが好きなのか」を特に身体的なパーツに限定してしつこく聞かれて辛かった（シスL）
⑦呼称・形容	27	私のことをわざと「彼」と呼び続ける社員がいた（MtF）
⑧性のあり方を他の事象と結び付けた言動	23	同性愛者について、「障がい者」といった発言（シスH女性）
⑨同性間の親密さ・好意などに対する言動	22	男性同士で旅行をするという男性に「お前おかしいんじゃないか」と言っていた。（シスH女性）

© 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ、国際基督教大学ジェンダー研究センター 2020

差別的言動のカテゴリー・件数・記述内容例（件数順⑩～⑱）

カテゴリー	件数	記述内容例
⑩差別的な単語の使用	20	いまだにオカマやレズといった侮蔑的言葉を使っているのを聞いた。（シスH男性）
⑪対応や施策の拒否・無関心	20	会議で「性的マイノリティへの支援策を打てば、そのような人が増えて困る」との発言があった。（シスH女性）
⑫存在自体の否定・問題化／沈黙の要求	17	カミングアウトした時「あまりそういう事は言わない方が良い」と諭された。（シスB女性）
⑬アウティング	16	勝手に暴露されて話のオカズにされがち（FtXなど）
⑭採用時や雇用上の差別	16	上司に自分が当事者であることを打ち明けた。3ヶ月後、クビになった。（FtM）
⑮見た目の特徴をセクシュアリティに結びつける言動	14	あの人動き気持ち悪いよね、ホモっぽくない？（シスB女性）
⑯規範的な枠組みに戻そうとする言動	13	「男も試してみればいけるんじゃない」（シスL）
⑰ジェスチャー表現	11	手を頬に当てる仕草は40代から上の男女は本当によくやる。（シスG）
⑱嫌がらせ	11	わざわざ大きな声で遠くから お姉さーん！と呼ぶ。（FtM）

© 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ、国際基督教大学ジェンダー研究センター 2020

差別的言動のカテゴリー・件数・記述内容例（件数順⑲～㉗）

カテゴリー	件数	記述内容例
⑲身近には存在しないという思い込み	9	「ファンタジーだし、そんな人周りにいないよね～」（シスL）
⑳女性身体の客体化／セクハラ／性暴力	9	胸オペ前に「男なんだからいいだろう」と胸を揉まれた。(FtM)
㉑カミングアウトの強要	6	入社時の自己紹介でトランスジェンダーであることを言うように、言われた（FtM）
㉒権利・保護の否定／差別する権利の主張／差別の正当化	6	組合が機関誌の中で、「LGBTQを否定する権利もある」と書いたことが非常にショックだった。（MtXなど）
㉓セクシュアル・マイノリティ内での序列化をする言動	5	男性には必ず「女性同士は綺麗だからいいけど、ゲイは気持ち悪い」という趣旨のことを言われる。（シスB女性）
㉔自分は「そう」じゃない宣言	5	「レズとかじゃないから、安心してね」と先輩に言われた。（シスB女性）
㉕限定的経験の吹聴／普遍化	5	過去に同性から関係を迫られたので、LGBTへの理解は示せないとの発言があった。（シスH女性）
㉖聞く耳を持たない	5	Xジェンダーだとハッキリ伝えているのに「女子でしょ」と笑われた（FtXなど）
㉗その他	17	（次ページ参照）

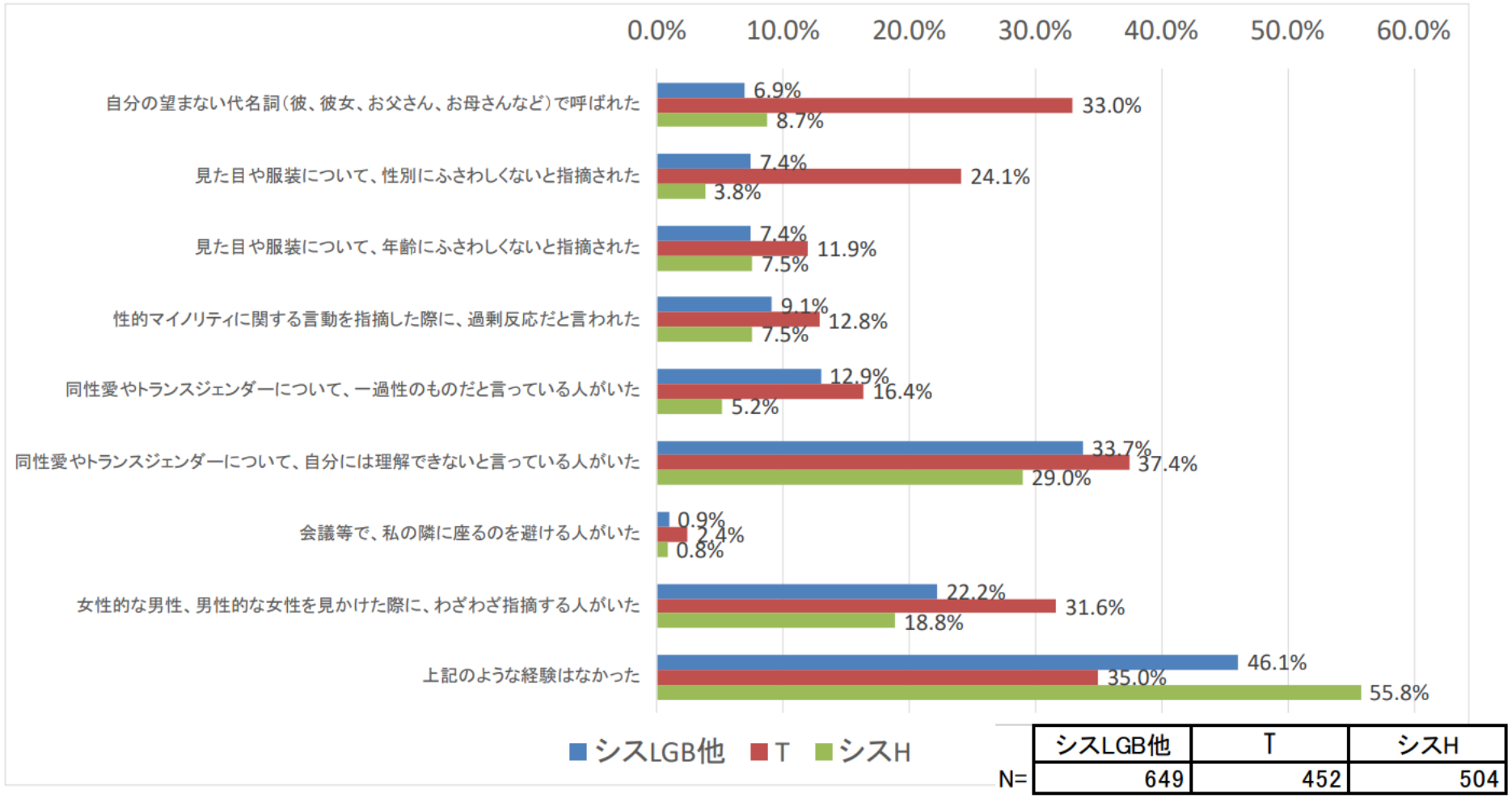
© 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ、国際基督教大学ジェンダー研究センター 2020

差別的言動に関する考察

- 差別的な発言をする人が「セクシュアリティ」と「ジェンダー」を区別していないと思われる記述が多い。
- 明らかに攻撃を意図する言動もある一方で、当事者の存在を前提としないがゆえに「ネタ」にしたり、「からかい」をしていることが多い。
- その背景には、いまだにシスジェンダーで異性愛であることが前提かつ優位なものであるという想定がある。
- 「女性」が「見られる性」として認識されていることが、レズビアンやFtM、FtXなどへの差別的言動と結びついている。

© 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ、国際基督教大学ジェンダー研究センター 2020

マイクロアグレッション



N=	シスLGB他	T	シスH
	649	452	504

✓ ハラスメントや差別的言動の背景としてマイクロアグレッションに関する設問を設定したが、LGBTとシスHで差が見られ、感度の違いを感じた

© 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ、国際基督教大学ジェンダー研究センター 2020

「アライである」と表明するために注意すべき言動例

- 「彼氏」「彼女」「旦那」「奥さん」
- 彼女（彼氏）いるんでしょ！どんな人？
- 「ホモ」「レズ」「オナベ」「オネエ」
- 男らしい、女らしい⇒〇〇さんらしい
- 子どもの親に対して「お嬢さん、息子さん」

  ⇒「お子さん」
- 父母⇒保護者、おうちの方
- なんで結婚しないの？
- 昨日のテレビで同性愛者の店が出てきたけど、ああいうのって、生理的にムリ！
- 今のお客さんって、男？女？どっちだか分かんないよね！
- いつまでも結婚しないと、ソッチの人だって思われるぞ！
- 同性愛とか性同一性障害とかって、ここにはそんな人いないよね？
- そういう普通じゃない人は正社員にはできない！
- あいつって、ゲイっぽいよな！

※まず個人で考え、回答求めたのちに全体共有します。

営業課長が部下のAさんを連れて、取引先に挨拶に行きました。Aさんはトランスジェンダー（FTM)です。取引先の担当者Bさんにもそのことを伝えました。もちろんAさん本人の了解のもとです。Bさんから「Aさんを男性として扱えばと良いのですか？女性として扱えば良いのですか？」と質問されました。

Q.営業課長は、どのように答えたでしょうか？

LGBTQ支援の悪い例

- いつから？どうして？なぜ？などと詰問調で尋ねる
- 「ただの趣味でしょ？」「治せば？」などと間違った知識をもとに助言する
- 相談者の前向きな言動を「他には言わない方がいい」と安易に口止めする
- 本人の許可なく、告白内容、相談内容を相談者の家族、知人などに伝える

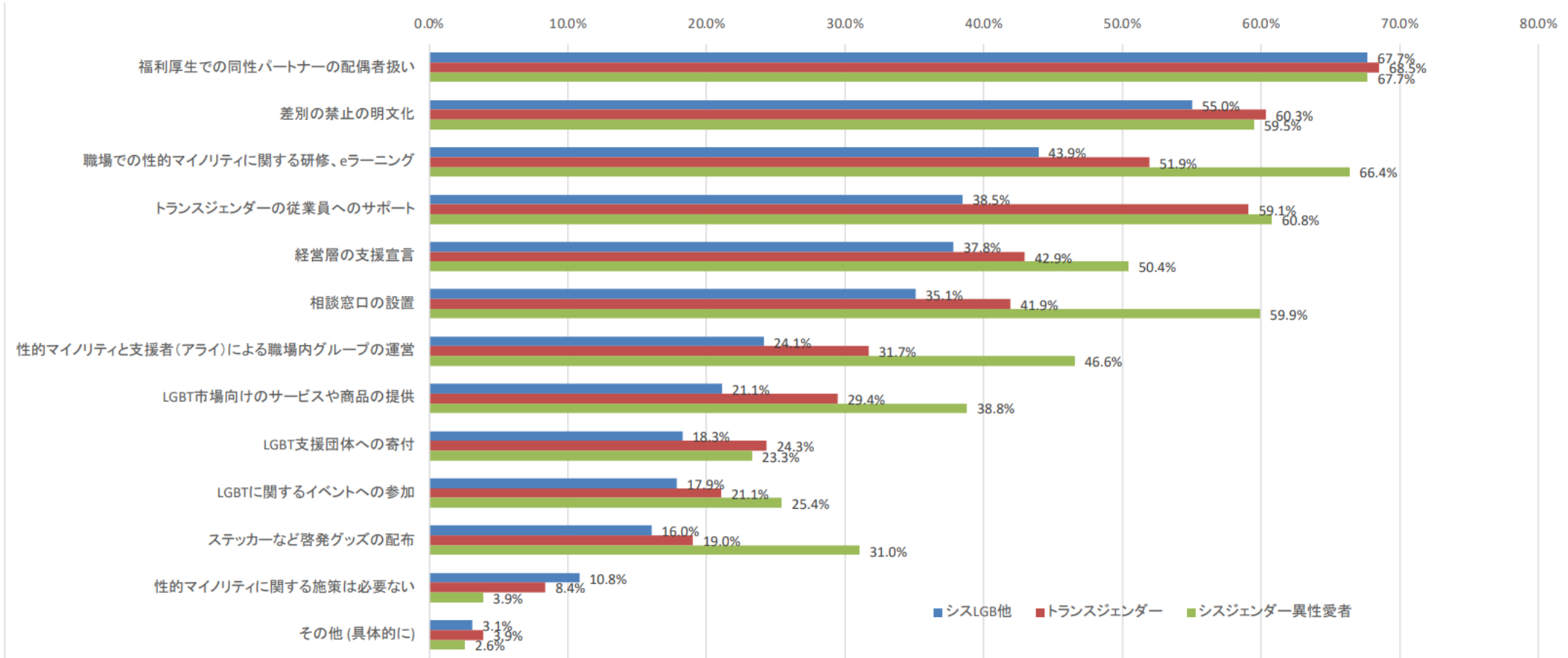
LGBTQ支援の良い例

- びっくりしない
- 「初めて気づいたのはいつ頃？」などと落ち着いた話し方をする
- 最低限の基礎知識は得ておく
- どうすれば相談者が求めることができるか、道筋を一緒に考える（困っていることへの対応）
- これまでに打ち明けた範囲、話していない範囲を聞き、対応を本人と相談する

大切なこと

- 相手を理解した気になって決めつけない
- 何に困っているのか気づくこと
- 自分の性が定まっていない人もいることを理解する（クエスチョニング）
- 慣れる（見かけと性別が違っても一々戸惑わない）

職場のLGBT施策（希望、複数回答）

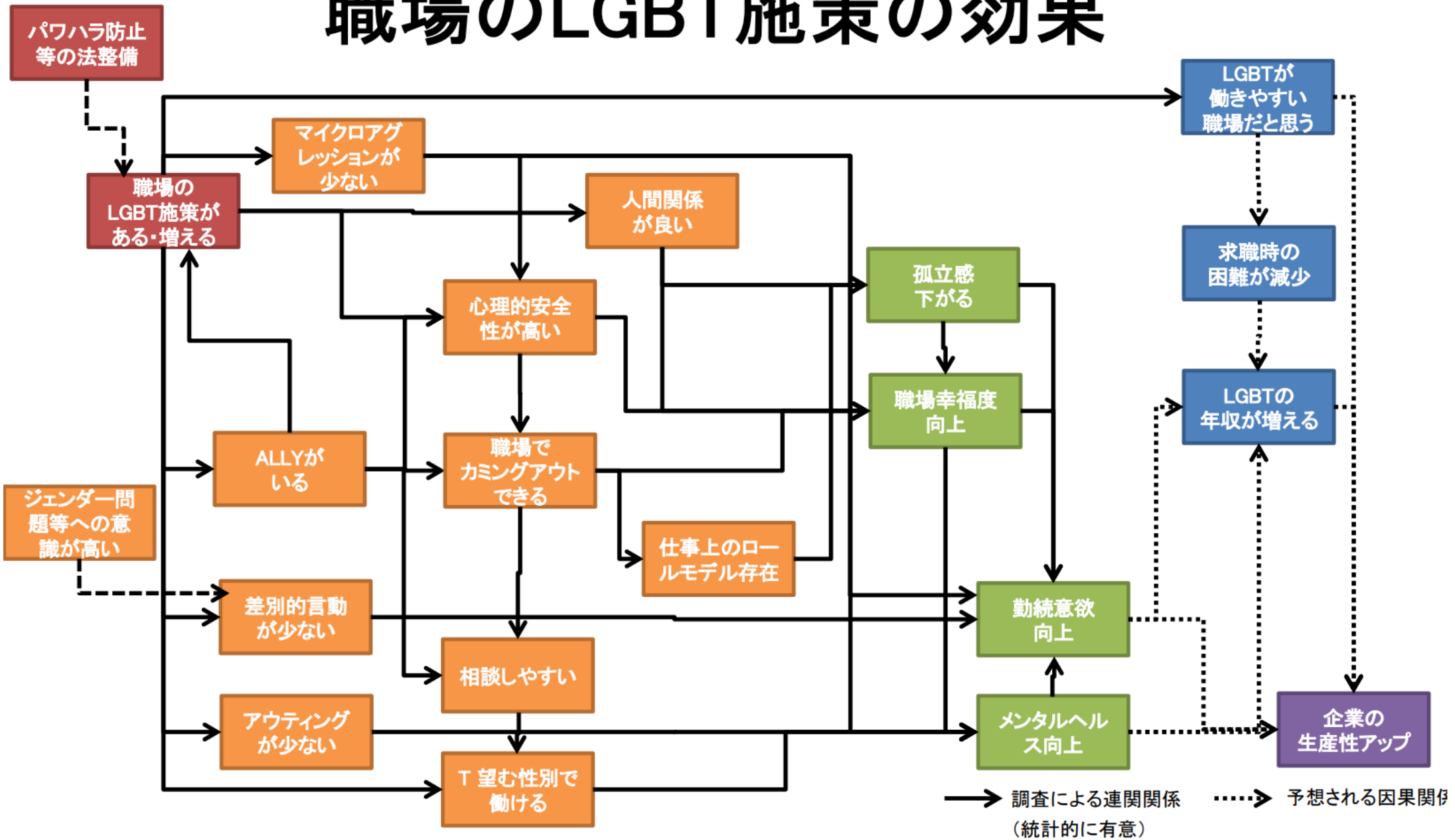


	シスLGBT他	トランスジェンダー	シスジェンダー異性愛者	合計
N=	767	489	232	1488

✓LGBTとシス異性愛者で希望する施策にズレがある。福利厚生で同性パートナーの配偶者扱いが必要だという認識は一致しているが、実際に導入されている職場は少ない。

(c) 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2023

職場のLGBT施策の効果



※ 全体の構造、矢印の向きなどは、現時点のデータ分析結果に基づく、虹色ダイバーシティによる考察(仮説)です。

© 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2023

キャリアコンサルタントの働きかけ①

企業に対して

①LGBTQに対する理解促進のための研修の企画・実施
（役員向け、管理職向け、一般社員向け等）
（カミングアウト、アウティングへの対応）

②トランスジェンダーが働きやすい職場環境作りの提言
（SOGIハラスメントの理解促進等）
（就業規則、服務規程の見直し）
（トイレ、更衣室等ハード面の対策）
（健康診断、社員旅行等の対応）
（相談窓口の設置等）

キャリアコンサルタントの働きかけ②

LGBTQに対して

①キャリアコンサルティングの実施

（就労支援、トラブル対策等）

②「LGBTQフレンドリー企業」の紹介

（リストアップ）

（企業への賛同促進）

「LGBTQフレンドリー企業」を目指す

①LGBTQ差別禁止
②福利厚生（パートナーシップ制度、性別適合手術休暇等）
③LGBTQサークル活動（アライ＆当事者）
④トイレ、更衣室等の対応
⑤LGBTQ理解促進の研修
⑥就業規則、服務規程の見直し
⑦相談窓口の設置

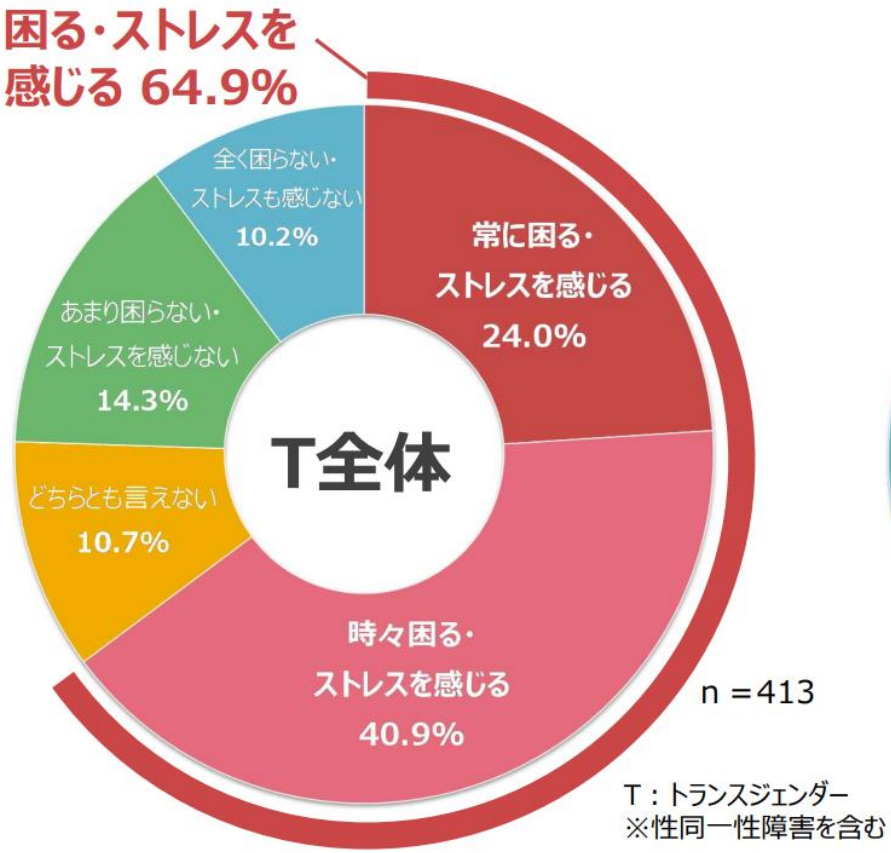
社内ＬＧＢＴＱ教育で必要なこと

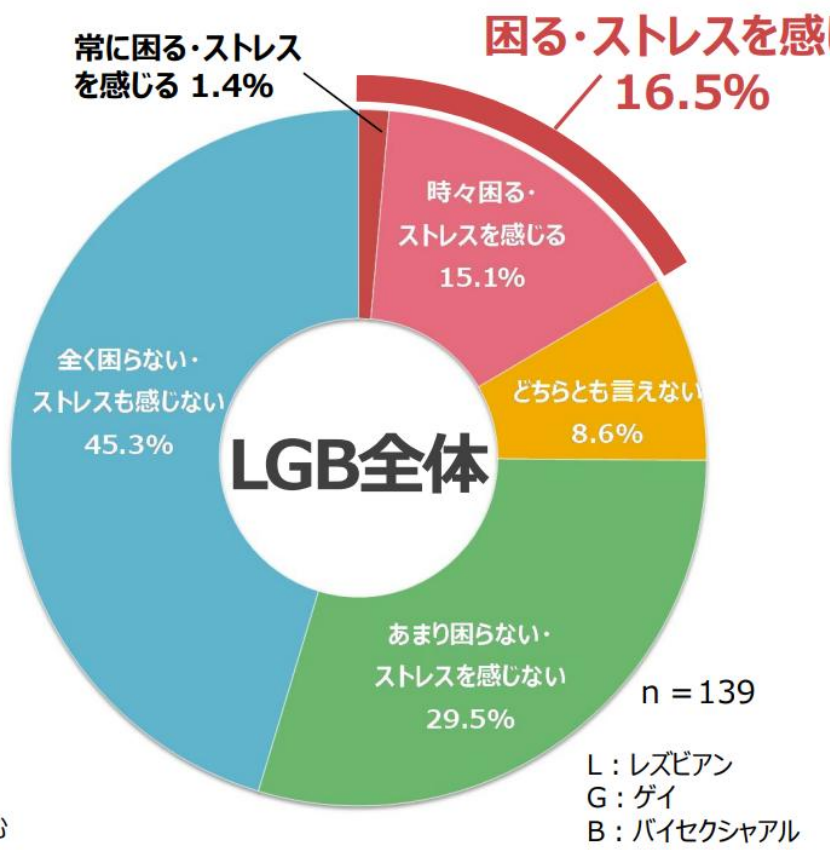
- ＬＧＢＴＱに対する差別は人権にかかわる問題であることを周知徹底
- 会社は差別を排除すること
- ＬＧＢは「性的指向」の問題であるなどＬＧＢＴＱに関する基本的な知識とＬＧＢＴＱへのかかわり方の原則を示すこと

Q：社内の差別禁止規定にLGBTQを盛り込みたいのですが、どんな文言（表現）がよいでしょうか

Ａ：人種、肌の色、性別、年齢、国籍、宗教、性的指向、性自認または性表現、婚姻状況、市民権、身体障害、軍隊経験の有無、HIV/AIDS の感染有無、その他法的に保護された特徴

Q. 職場や学校のトイレ利用で困る・ストレスを感じることはありますか？







トランスジェンダーの人がトイレでストレスを感じる場面は少なくないという（写真はイメージ、提供：ゲッティイメージズ）

トランスジェンダーの約65%、LGBの16.5%が困る・ストレスを感じる、と回答。

2015年 性的マイノリティのトイレ問題に関するWEB調査（LIXIL、虹色ダイバーシティ）※無断転載を禁止いたします。
※吹き出しの文章は、回答者のプライバシー保護のため、大意を変えずに原文を要約・加工しています。


北欧の公衆トイレ

パートナーシップ制度

主要7カ国（G7）のうち同性婚を認めていない国は日本だけ

人口カバー率

93.06 %

1億1,621万7,033人

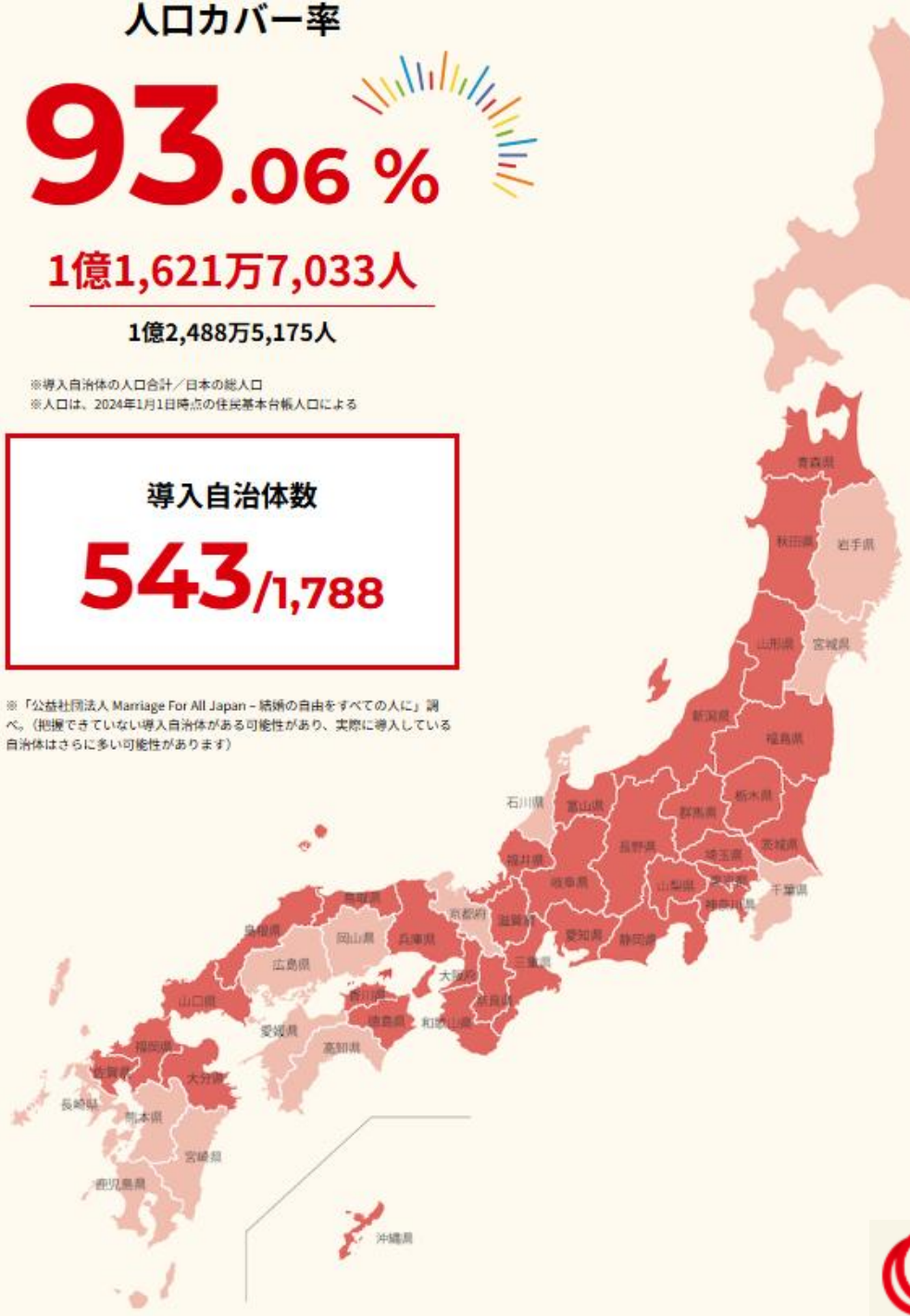
1億2,488万5,175人

※導入自治体の人口合計／日本の総人口
※人口は、2024年1月1日時点の住民基本台帳人口による

導入自治体数

543/1,788

※「公益社団法人 Marriage For All Japan – 結婚の自由をすべての人に」調べ。（把握できていない導入自治体がある可能性があり、実際に導入している自治体はさらに多い可能性があります）



全域で制度のある都道府県

33/47

一部で制度のある都道府県

14/47

北海道	78.1%	岩手県	80.9%
宮城県	50.3%	千葉県	76.4%
石川県	61.8%	京都府	86.4%
岡山県	92.6%	広島県	67.7%
愛媛県	58.9%	高知県	79.7%
長崎県	40.6%	熊本県	55.4%
宮崎県	73.5%	鹿児島県	71.9%

※都道府県ごとに記載している%は、都道府県ごとのパートナーシップ制度の人口カバー率（都道府県内導入自治体の人口合計／都道府県の総人口）です。

制度のない都道府県

0/47

MARRIAGE FOR ALL JAPAN

パートナーシップ証明制度

- 事実婚（内縁関係）
- 離縁時に財産分与請求や慰謝料請求など
- 医療に関わる権利（手術の同意、面会など）
- 不動産や住宅購入、賃貸住宅入居の際に行使できる権利
- 扶養義務や貞操義務
- 企業の福利厚生への反映

- 2015年導入は東京都渋谷区、世田谷区の2自治体、2016年に三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市の3自治体、2017年に北海道札幌市1自治体、2018年に福岡県福岡市、大阪府大阪市、東京都中野区の3自治体、2019年には22自治体。2023年4月1日現在、278の自治体で導入。交付組数は3500組前後。年々その広がりに勢いを見せている。

様式１（第３条関係）

パートナーシップ宣誓書

私たち　（氏名）　と

「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱

互いをその人生のパートナーとすること

住　所　（宣誓者１住所）

氏　名　（宣誓者１氏名）

住　所　（宣誓者１住所）

氏　名　（宣誓者１氏名）

受

年　月　日

様式２（第４条関係）

パートナーシップ宣誓書　受領証

（氏　名）　様

い男女共同参画と多文化共生を推進する
ップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づ
を証します。
る、おふたりのご多幸を願います。

尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮ら

として、性的マイノリティなどを理由に差別
解の促進をうたっています。

活躍されることを期待いたします。

年　月　日

世田谷区長　保坂展人

パートナーシップ宣誓書受領証

（宣誓者氏名）様　　（宣誓者氏名）様

年　月　日に、おふたりが、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく施策の「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

年　月　日

世田谷区長　　区長名

パートナーシップ証明書とは

東京都渋谷区

法律上の婚姻とは異なるものとして、条例において、**男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義**し、二人がパートナーシップの関係にあることを確認して証明するものです。

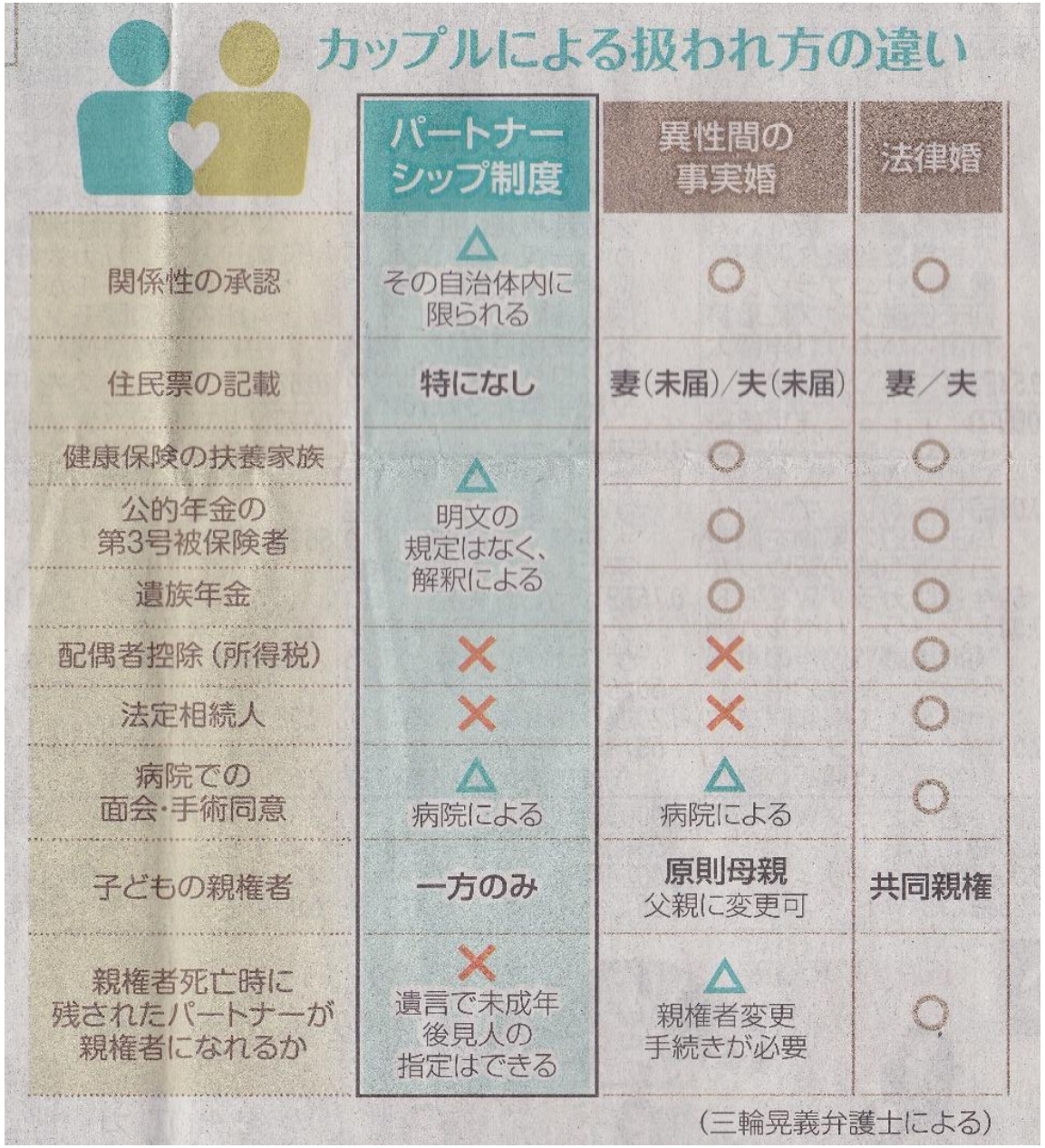
（補足）同性カップルとは

東京都世田谷区

この取組みでの「同性カップル」とは、お互いを人生のパートナーとして生活を共にしているか、これから共にすることを約束した同性（自認する性が同じである場合を含みます）のカップルを言います。

パートナーシップ 双方又は一方が、性自認が戸籍上の性別と異なる者又は性的指向が異性のみではない者であって、互いをその人生のパートナーとし、生活を共にし、又は共にすることを約した２人の関係をいう。

2020.11.02　東京新聞

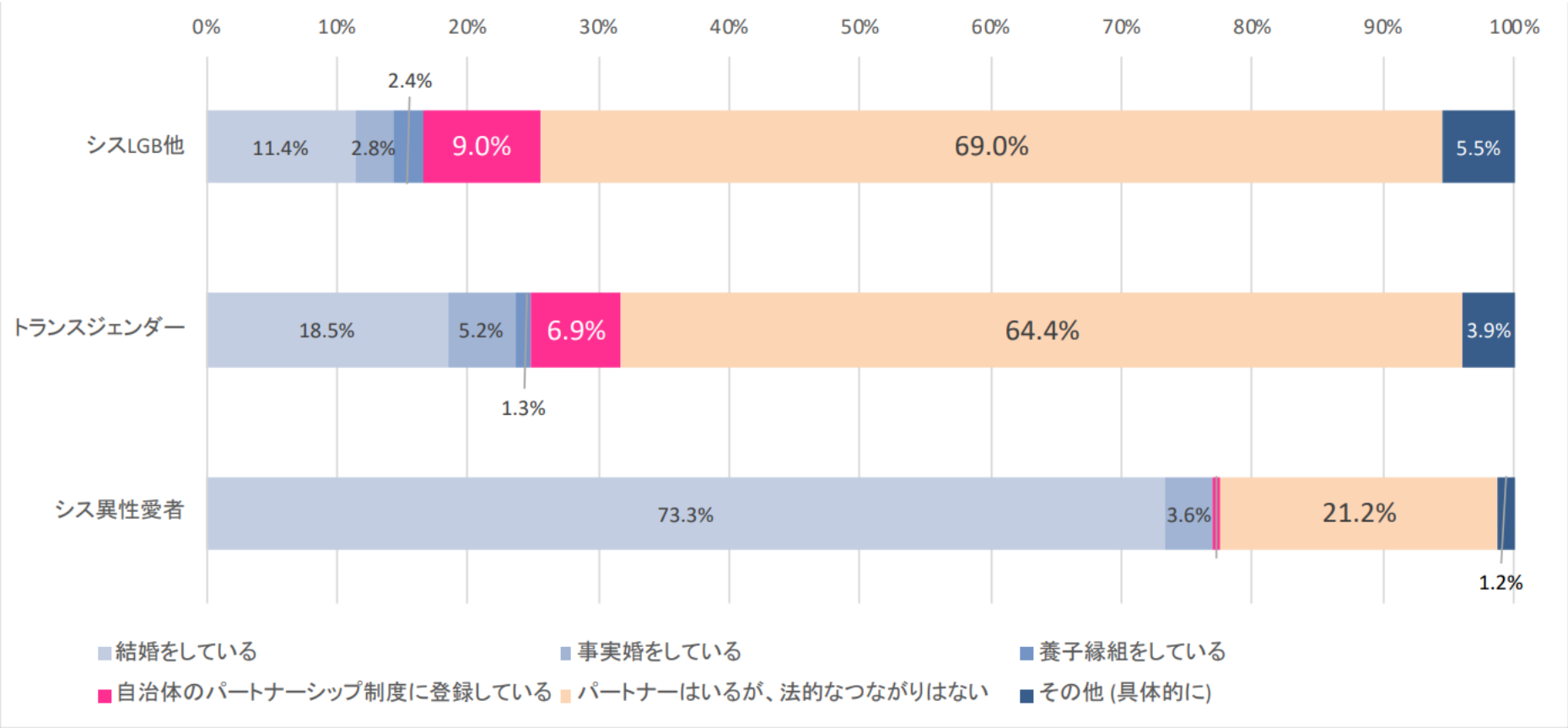


カップルによる扱われ方の違い

	パートナーシップ制度	異性間の事実婚	法律婚
関係性の承認	△ その自治体内に限られる	○	○
住民票の記載	特になし	妻(未届)/夫(未届)	妻／夫
健康保険の扶養家族	△ 明文の規定はなく、解釈による	○	○
公的年金の第3号被保険者		○	○
遺族年金		○	○
配偶者控除(所得税)	×	×	○
法定相続人	×	×	○
病院での面会・手術同意	△ 病院による	△ 病院による	○
子どもの親権者	一方のみ	原則母親 父親に変更可	共同親権
親権者死亡時に残されたパートナーが親権者になれるか	× 遺言で未成年後見人の指定はできる	△ 親権者変更手続きが必要	○

(三輪晃義弁護士による)

パートナーとの法的関係



	シスLGB他	トランスジェンダー	シスジェンダー異性愛者
N=	422	233	165

※該当なしを除く

✓パートナーがいても法的なつながりが何もないLGBTQが多い。パートナーシップ制度は2022年4月1日時点で人口の52.1%に普及したが、利用している人はシスLGB他で9%にとどまる。

(c) 認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2023

ファミリーシップ制度：
43自治体

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

従来のパートナーシップ宣誓からの変更について

区は、基本計画において、人権の尊重として、差別されることがなく、多様性を認め合う社会の実現のため、啓発や理解の促進に努めています。

平成27年11月からは、同性間のパートナーシップに関して、当事者である区民の方々から「存在を認めてほしい」という要望に答え、世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みを実施しています。

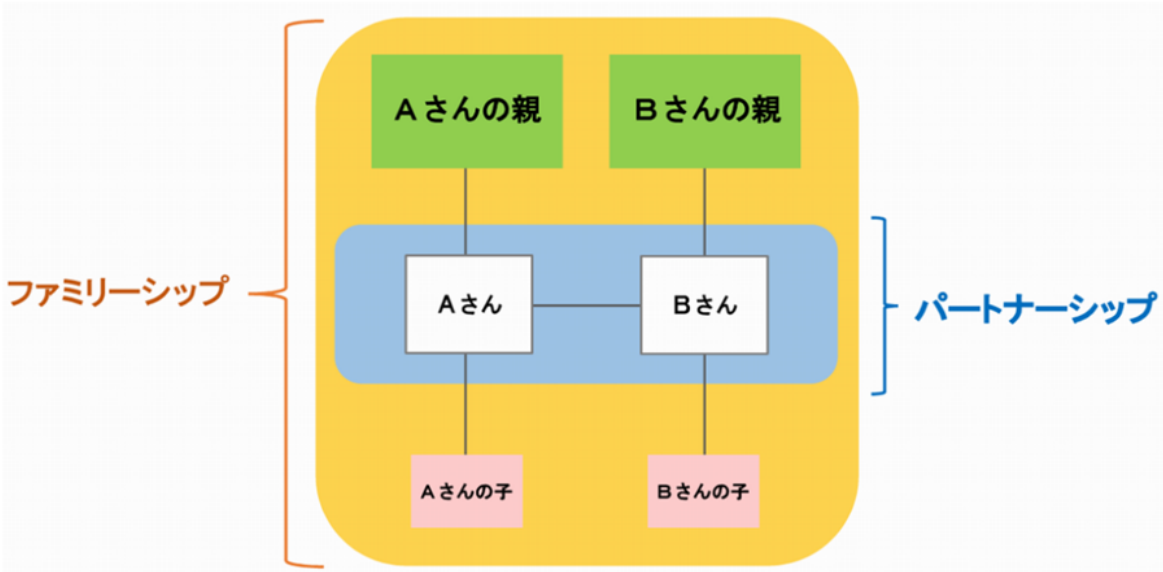
この宣誓の取組みを開始してから、本年（令和4年）11月で7年を迎えます。これまでに200組以上の方々に宣誓いただいておりますが、より多くの方々にご利用いただき、利便性の高いものとなるよう、主に以下の点が新しくなりました。



パートナーシップ・ファミリーシップとは？

◆**パートナーシップ**：お二人またはいずれかの方が、LGBTQであって、お互いをその人生のパートナーとして、生活を共にし、または共にすることを約した二人の関係

◆**ファミリーシップ**：パートナーシップにある方とパートナーシップにある方のお子様や親御様の家族としての関係



2023.06.08　東京新聞

「差別禁止や同性婚 法整備を」

「低い人権意識 人材獲得の壁」



要望書を内閣府に提出後、記者会見する企業の経営者ら＝2月、東京都千代田区で

経済界72社・団体が要望

性的少数者（LGBTQ）への理解増進法案は与野党で計三案が国会提出され、九日に審議入りするが、経済界からは理解増進にとどまらず、差別解消への取り組みに踏み込んだ差別禁止法や同性婚法制化を政府に要望する動きが出ている。二月の元首相秘書官の差別発言で露呈した政府内の人権意識の低さに「国際的な人材獲得競争でマイナス」と不快感を示す企業もあり、理解増進法案の成立後も議論は続きそうだ。

（奥野斐）＝❷面参照

理解増進に とどまらない動き

JR東日本やホンダ、ANA、積水ハウス、パナソニック…。知名度の高い企業も含む国内七十二社と団体が名を連ねた要望書が、先進七カ国首脳会議（G7広島サミット）の開催前の五月十七日、LGBT理解増進を担当する森雅子首相補佐官に手渡された。

G7でLGBTQの取り組みを議題にすることや、関連した国内法を求める内容だった。同様の要望書は元首相秘書官の差別発言があった直後の二月に内閣府にも提出済み。賛同したパナソニックホールディングスの戦略人事部長、盛山光さんは取材に「誰もが自分らしく生きられる社会に向け、企業として社内制度や環境の整備を進めている。「財界総理」と呼ばれた経団連の十倉雅和会長も、一企業では越えられない課題がある。国が法整備してほしい」と話した。

経団連は二〇一七年、多様性を重視した社会実現に向けて提言をまとめ、会員企業などに「LGBT理解促進や多様な人材の存在を前提とした環境・制度の整備が必要」と呼びかけた。

同性婚の法制化を求める声も、海外と人事交流する企業を中心に根強い。そうした声を可視化しようと二〇一〇年十一月に始まったキャンペーン「Business for Marriage Equality」の賛同企業・団体は七日時点で三百八十九となった。

そのうちの一社、日本コカ・コーラのパトリック・ジョーダン人事本部長は自身をゲイと公表した上で「私の夫は、日本に入国した際の書類では『妻』となっている。このような差別は経験したくなかった。同性婚の法制化を早く実現してほしい」と訴える。こうした経緯を聞き、レスビアンの友人は、日本への赴任をやめたという。

海外では約二十の国・地域で同性婚が可能だ。約一万人の従業員を抱える会計・コンサル大手「EY Japan」最高経営責任者（CEO）の貴田守亮さんは「同性パートナーと日本で一緒に働けないため、来日が難しいという声がある。また、日本から『同性婚を認める』台湾、米国、カナダに移る従業員もいる。人材流出は日本の競争力の低下につながる」と話す。

同性婚「賛同」は389

パートナーと一緒に働けず 日本回避も

剛史代表幹事が理解増進法の与党案に「まだまだ完全な法案ではない」と注文を付けた。同友会は会員から多様性などの取り組みを進める宣言の賛同署名を募集。既に五百人を超え、後日官邸に届けるという。

七十二社の要望書を受け内閣官房の担当者は、取材に「政府において適切に対応する」と語るのみ。要望書の呼びかけ団体の一つ「work with Pride」代表理事の松中権さんは「日本経済が低迷し労働力が不足する中、法律がないことが、海外の高度人材とその家族を受けいれる障壁になっている。経済界の危機感は増している」とみる。

LGBTQ要望書の賛同企業（五十音順）

①アクサ生命保険②アサヒグループホールディングス③アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド④アルビノ⑤EY Japan⑥家や不動産カー一般社団法人パートナーシップ協会⑧IDEO LP⑨Imaginic⑩ＷＩＣＨ⑪エイト⑫ＡＮＡホールディングス⑬ＮＥＣソリューションイノベータ⑭ＭＳＤ⑮オコーネル外国法事務弁護士事務所⑯カスタマークラウド⑰サルソニード ハカシル事業部⑱河井耕治法律事務所⑲キンドリルジャパン⑳グラクソ・スミスクライン㉑クレイ㉒ＫＤＤＩ㉓ＫＴラボ㉔Sunsup㉕三洋化成工業㉖Jaybe㉗ステート・ストリート信託銀行㉘セールスフォース・ジャパン㉙積水ハウス㉚セプテーニ・ホールディングス㉛仙台ＴＣＭラウンジ㉜ソニーグループ㉝ＳＯＬＩＴ㉞ＳＯＭＰＯホールディングス㉟Tsunagary Cafe（Tsunagaryオフィス）㊱電通グループ㊲東京海上日動火災保険㊳ナイアンティック㊴ナショナルオーストラリア銀行㊵日本電気㊶日本アムウェイ㊷日本オラクル㊸日本コカ・コーラ㊹ニューピース㊺パナソニック コネクト㊻パナソニックホールディングス㊼ＪＲ東日本㊽ファーストさくら㊾ファインピース㊿富士通㊶ブリストル・マイヤーズ スクイブ㊷ベーカー＆マッケンジー一法律事務所（外国法共同事業）㊸ポーラ㊹ポーラ・オルビスホールディングス㊺ボッシュ㊻ホンダ㊼マイケル・ペイジ・インターナショナル・ジャパン㊽Money Atrium㊾Marimelo㊿Mizu Japan㊶三菱ケミカルグループ㊷モルガン・スタンレー・ホールディングス㊸ゆず 兄弟㊹ra_shim hair【ラーシムヘアー】㊺ライフネット生命保険㊻ラッシュジャパン㊼らべら㊽ランスタッド㊾Rine㊿releys㋀ロバート・ウォルターズ・ジャパン㋁ワーク・ライフバランス

2023.06.09　東京新聞

同性婚不可 また「違憲状態」

福岡地裁判決 重大不利益 考慮

同性婚を認めない民法などの規定が憲法に違反するかどうかが争われた訴訟で、福岡地裁は8日、同性カップルが婚姻によって家族になれない現在の法制度を「違憲状態」とする判決を言い渡した。上田洋幸裁判長は「同性カップルに婚姻による利益を一切認めていないのは、個人の尊厳に照らして憲法に違反する状態にある」と述べた。〈判決要旨25面〉

賠償請求は棄却

一連の訴訟は2019年に全国5地裁に提訴され、この日の判決で1審の判断が出そろい、「合憲」1件、「違憲状態」2件となった。福岡地裁の訴訟は福岡市と熊本市の同性カップル3組6人が起こしていた。

訴訟の主な争点は、同性婚を認めない民法と戸籍法の規定が、①「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」と定めた憲法24条1項②法の下の平等を保障する同14条1項③「婚姻や家族に関する法律は、個人の尊厳に立脚して制定する」とした同24条2項にそれぞれ反するかどうかだった。

この日の判決は、①で規定する「婚姻」は異性間の婚姻を指し、「同性婚を含まない」と指摘。②についても「婚姻は男女間によるものという社会通念は失われていない」とし、いずれも「合憲」と判断した。

その上で③を検討した。「婚姻をするかどうかや、誰と家族になるかは、同性愛者にとっても尊重されるべき人格的利益だ」と指摘。同性カップルが家族として承認されず、相続や財産分与といった婚姻の利益も得られずに重大な不利益を被る現状について「憲法違反の状態だ」と結論付けた。

判決は、若年層が同性婚に肯定的である一方、60歳以上では賛否が拮抗していることなどから「違憲」とはしなかったが、「国会はこの状態を解消する措置に着手すべきだ」と言及した。

これまでの各地裁の判決は言い渡し順に、札幌が憲法14条1項違反、大阪は合憲、東京は24条2項への違反状態、名古屋は14条1項と24条2項違反と判断していた。福岡訴訟も含め、原告側は国に1人100万円の支払いも求めたが、判決はいずれも棄却している。

一部の訴訟では既に控訴審が始まっており、福岡の原告も控訴を検討している。原告弁護団の石井謙一共同代表は判決後、「現状の放置は許されない。国は婚姻に関する請求を直ちに改正すべきだ」と訴えた。福岡市の原告男性（35）は「聞き、法廷で思わず涙ぐんでしまった。私たちにとっては『命』の問題。ほっとした」と語った。



福岡地裁前で取材に応じる原告ら（8日午前、福岡市中央区で）＝浦上太介撮影

5地裁 割れた判断

5地裁の判決が割れた現状は、同性カップルのありかたを巡り、司法が難しい判断を迫られたことを示している。同性婚をできないことの違憲性を問う訴訟が一斉に起きたのは、今回が初めてだ。一連の訴訟で同性カップル側は、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」とする憲法24条1項は「同性婚を排除する趣旨ではない」などと主張した。

しかし、5地裁は同項の解釈について、「両性」という文言などから「婚姻とは男女間のものを指す」と判断。同性同士で婚姻できなくても、この条文とは反していないとした。

判断に大きな差が出たのは、同条2項についてだ。東京、福岡両地裁は婚姻に関する法制度が「家族をつくり、社会があることを重視」という面が「同性カップルが家族になるための法制度が存在しない」現状を違憲状態と位置づけた。

差別を禁じた憲法14条1項の判断も分かれたが、札幌、名古屋両地裁は、婚姻による利益の一部も得られないのは差別だ」などとして、同項違反を認定している。

判断避けた判決

辻村みよ子・東北大名誉教授（憲法学）の話「憲法24条2項について違反状態と指摘しながらも、同性間の婚姻を可能にする立法措置は国会に委ねられているとして、結局判断を避けた判決。60歳以上では肯定的な意見と否定的な意見が拮抗していることなどを挙げて、同性婚への社会的な理解が十分とはいえないとしたが、社会の意識が変化してきていることも認めており、理解が進めば明確な違憲判断につながるだろう」

論理整合性なし

八木秀次・麗沢大教授（憲法学）の話「憲法24条1項の判断では婚姻制度が異性間のものだと認めて合憲としているのに、同条2項に関して、同性カップルが婚姻制度を利用して家族になれない現状を違憲状態としているのは、論理に整合性がない。婚姻制度は本来、男女が子どもを産み育てるためのものだ。同性婚を我が国の制度として認めるかどうかは、子の福祉など様々な問題を含めて慎重に議論すべきだ」

「同性婚訴訟」を巡る5地裁の判断

○合憲　△違憲状態　×違憲

	札幌地裁（2021年3月）	大阪地裁（22年6月）	東京地裁（22年11月）	名古屋地裁（23年5月）	福岡地裁（23年6月8日）
憲法24条1項「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」	× 婚姻に同性婚は含まない	× 婚姻に同性婚は含まない	× 婚姻に同性婚は含まない	△ 憲法は同性婚を要請しているとはいえない	△ 婚姻に同性婚を含むと解釈するのは現時点では困難
憲法24条2項「婚姻や家族に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定する」	× 制度の構築は国会の合理的な立法裁量に委ねられている	× 制度のあり方について現段階では議論が尽くされていない	× 同性カップルが家族になるための法制度が存在しないのは重大な障害	× 同性カップルの関係を国が公証し、保護する枠組みすら与えていない	△ 自ら選んだ相手と法的に家族と承認されないという重大な不利益を受けている
憲法14条1項「国民は法の下に平等であり、差別されない」	× 同性愛者が婚姻の法的利益を受けられないのは差別に当たる	× 同性カップルと異性カップルが得られる利益の差は解消されつつある	× 男女が子を産み育て、家族として共同生活を送るという古くからの営みがあり、合理的根拠がある		△ 婚姻は男女間でするものだという社会通念は、現在でも失われていない

事例検討③

※まず個人で考え、回答求めたのちに全体共有します。



（イ）生殖に関わる機能の成熟

思春期には，下垂体から分泌される性腺刺激ホルモンの働きにより生殖器の発育とともに生殖機能が発達し，男子では射精，女子では月経が見られ，妊娠が可能となることを理解できるようにする。また，身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し，個人差はあるものの，性衝動が生じたり，異性への関心などが高まったりすることなどから，異性の尊重，性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにする。

なお，指導に当たっては，発達の段階を踏まえること，学校全体で共通理解を図ること，保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

LGBTQに理解を！

ご清聴ありがとうございました

Fin